

「重度障害児社会参加促進スポーツ支援者研修事業」

事業報告書

社会福祉法人 日本肢体不自由児協会

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

目 次

はじめに	1
事業概要	2
事業成果	5
事業の問題点と課題について	8
今後の展望	11
北陸地域研修会「ハンドサッカーIN 金沢」	13
東北地域研修会「ハンドサッカーIN 仙台」	16
関西地域研修会「ハンドサッカーIN 神戸」	19
アンケート集計結果	22
ハンドサッカーって知っていますか？DVDについて（解説）	24
ハンドサッカー競技規則（2010年版）	33
ハンドサッカーオフィシャルズ・マニュアル（2007年版）	41
あとがき	46

独立行政法人福祉医療機構 平成27年度社会福祉振興助成事業

「重度障害児社会参加促進スポーツ支援者研修」

はじめに

肢体不自由児とは、生まれつき又は出産時の障害、あるいは幼い時の病気や事故などによって、手や足、背骨などの運動機能に不自由がある子どもたちのことである。

児童憲章には「すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合は、適切な治療と保護が与えられる」とうたわれている。

肢体不自由児に必要なのは、家族や社会の愛情と理解、適切な治療や訓練、そして社会に溶け込んで行くための手助けである。早期の訓練と良い環境が目を見張らせるような成果を上げることは、医学的にも証明されている。

日本肢体不自由児協会（以下、本会）は、家族と社会の間に立って、家族を支援し、社会を啓発し、肢体不自由児が最も恵まれた環境にいられるようさまざまな事業を行っている。

平成27年度本会では、独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業として、重度の肢体不自由などの障害のある子どもたちが、団体スポーツを通じて社会参加をすることを目的に、「ハンドサッカー」というバリアフリースポーツを当事者や家族も含めた関係者・支援者に紹介をする標記事業を、日本ハンドサッカー協会をはじめとする関係団体とともに推進した。

その事業成果及び製作したDVDの解説を本書にまとめ報告する。



研修会実技の様子

事業概要

現在、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、スポーツに関する話題が多く聞かれる。スポーツは、勝てば喜びを得られ、負けても悔しい思いから次への努力を進め、また皆で一つの目的をもって協力する経験もできる。肢体不自由児も、将来、自立的に社会の一員となる経験をする上でもスポーツは有効である。

しかし、パラリンピックなどで実施されているスポーツは、主に中途障害の選手の活動が中心と言え、先天的な重度の肢体不自由の子どもたちには、規則・方法での課題が高すぎるため導入が難しい。そしてその代替えとなる支援環境が、ほとんど見当たらないという課題がある。

そこで、非常に重度の肢体不自由のある子どもであっても、スポーツの勝つ喜び、負ける悔しさ、皆で一つの目標に向かって活動するなどの経験を継続的に行える環境作りを支援するために、ハンドサッカーという東京都で生まれた団体競技を通して重度障害のある子どもやその家族、療育関係者、特別支援学校教諭、その他ボランティア等支援者に対して、講義と実技の研修会を通して関係組織の協力・連携により紹介した。

○連携団体（順不同）

日本ハンドサッカー協会
全国特別支援学校肢体不自由教育校長会
東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟
日本体育大学
金沢星稜大学
東北文化学園大学
大阪体育大学
石川県肢体不自由児協会
一般財団法人宮城県肢体不自由児協会
一般財団法人兵庫県肢体不自由児者協会

○検討委員会委員（順不同）

田添 敦孝（全国特別支援学校肢体不自由校長会会長）
三室 秀雄（東京都教職員研修センター研修部教育経営課教授）
三浦 浩文（東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟会長）
山田 晴信（東京都立墨東特別支援学校主任教諭）
田中 顕一（東京都立町田の丘学園主幹教諭）
黒沢 勝（武蔵野市立第四中学校主任教諭）
田中 信行（日本体育大学体育学部教授）

○検討委員会

事業を円滑に実施するため、研修の内容、広報、講師、研修先の調整に関わる検討を行った。

【第1回検討委員会（平成27年5月22日）】

重度障害のある子どもやその家族、療育関係者、特別支援学校教諭、その他ボランティア等支援者に対して、講義と実技の研修会を、石川県金沢市を中心とした北陸地域、宮城県仙台市を中心とした東北地域、兵庫県神戸市を中心とした関西地域にて、開催することを決定した。

【第2回検討委員会（平成27年7月3日）】

金沢研修会について、内容の検討をし、会場を石川県立いしかわ特別支援学校にするなどを決定した。

【第3回検討委員会（平成27年9月2日）】

本事業にて推進している「ハンドサッカー」をより分かりやすく関係者に理解を図ることを目的として、指導者用DVDを製作することにした。内容については報告書にDVD解説部分を加えることとし、平成28年3月に配布することを決定した。

さらに、正式に助成決定を受けたことから、東北地域研修会を東北福祉大学、関西地域研修会を神戸大学附属特別支援学校にて開催することを決定した。

【第4回検討委員会（平成27年10月16日）】

金沢研修会の反省及び仙台研修会の検討を行った。

【第5回検討委員会（平成28年1月8日）】

仙台研修会の反省及び神戸研修会について検討した。12月に神戸研修会を開催するにあたり現地で打ち合わせを行ったところ、会場へのアクセス、会場体育館の広さ等不安要素がいくつか出てきたため、現地の連携団体である兵庫県肢体不自由児者協会の協力を得て、神戸市内の養護学校体育館に会場変更することを決定した。

【第6回検討委員会（平成28年3月）】

神戸研修会の反省及び報告書内容について確認し、平成28年度に向けての計画を検討し、引き続き事業を推進していく旨を決定した。

○各地域研修会

【金沢研修会】

実施日 平成27年9月12日
会場 石川県立いしかわ特別支援学校
〒902-3116 石川県金沢市南森本町リ1番1
TEL 076-258-1102
スタッフ 講師・有識者（6名）、当事者講師（2名）、介助者（2名）
看護師（1名）、連携団体（2名）事務局（2名）
参加者 27名

【仙台研修会】

実施日 平成27年11月14日
会場 東北福祉大学国見キャンパス（6号館・福聚殿）
〒981-8522 仙台市青葉区国見1-8-1
TEL 022-717-3311
スタッフ 講師・有識者（6名）、当事者講師（2名）、介助者（2名）
看護師（1名）、連携団体（2名）事務局（2名）
参加者 49名

【神戸研修会】

実施日 平成28年2月20日
会場 神戸市立青陽東養護学校
〒657-0846 神戸市灘区岩屋北町6-1-1
TEL 078-871-1800
スタッフ 講師・有識者（6名）、当事者講師（2名）、介助者（2名）
看護師（1名）、連携団体（2名）事務局（2名）
参加者 40名

それぞれの研修会にて参加者からアンケートを回収した。

○指導者用DVDの製作

「ハンドサッカーって知っていますか？」と題したDVDを製作し、各道府県
肢体不自由児協会、肢体不自由児者父母の会連合会、肢体不自由特別支援学
校、関係先等に本報告書とともに配布した。

事業成果

本事業は、重度の肢体不自由等の障害のある子どもたちのスポーツを通じた社会参加を促進することを目的に推進した。重度重複障害児を含めて全ての肢体不自由児の積極的な社会参加を促進させるため、バリアフリースポーツを当事者や家族を含めた関係者・支援者に紹介する事業である。3地域（金沢・仙台・神戸）での地域研修会を実施し、指導者用のDVDを製作し配布した。

1. 各地域研修会

金沢での研修会は、平成27年9月12日（土）に石川県立いしかわ特別支援学校を会場にして、金沢星稜大学や石川県肢体不自由児協会との連携及び日本アダプテッド体育・スポーツ学会（以下、学会）や石川県立いしかわ特別支援学校等の協力により実施した。

参加者には、学会の協力により障害者・高齢者スポーツに関係する方々の参加を得ることができた。

アダプテッドスポーツとはスポーツのルールや用具を実践者の「障害の種類や程度に合わせたスポーツ」であり、「その人にあったスポーツ」である。障害のある人がスポーツを楽しむためには、その人自身と、その人を取り巻く人々や環境をインクルーシブしたシステムづくりこそが大切であるという考え方に立っている。

ハンドサッカーは、一人一人の児童生徒が障害に応じたルールや用具を工夫することで最大限の力を発揮できる団体競技である。学会の理念と共通しており、研修会に参加した方々には、ハンドサッカーについての理解とともに、高い評価を得ることができた。障害のある方の参加は少なかったが、来年北海道で開かれるアダプテッドスポーツに関する学会において海外のスポーツ関係者に紹介したいとの依頼もあるなど、スポーツ関係者の理解が進み、今後の普及活動の基礎づくりとして大きな意味のある研修会となった。

仙台での研修会は、平成27年11月14日（土）に東北福祉大学を会場として東北文化学園大学や宮城県肢体不自由児協会と連携及び東北福祉大学や宮城県障害者スポーツ協会、仙台市肢体不自由者父母の会等の協力により実施した。

障害のある方や学校関係者の参加が増え、充実した研修会となった。当日参加した青森県の特別支援学校の教員から、青森県でもハンドサッカーを広げたいとの要望が出された。連携団体である日本ハンドサッカー協会では、平成28年1月に青森県立八戸第一養護学校で研修会を行った。宮城県だけでなく、青森県の重度の肢体不自由児（者）のためのスポーツとして広がっていくための基礎作りにつながる研修会となった。

神戸での研修会は、平成28年2月20日（土）に神戸市立青陽東養護学校を会場として大阪体育大学や兵庫県肢体不自由児者協会との連携及び神戸大学付属特別支援学校、神戸市立青陽東養護学校、大阪府肢体不自由者協会等の協力により実施した。関西圏だけでなく愛媛県からの参加者もあり、障害のある方や特

別支援学校の教員、大学関係者、リハビリセンター関係者などが参加した。前年度に日本ハンドサッカー協会が行った大阪府での地域研修会と合わせて、関西地域でのハンドサッカー普及につながる研修会になった。愛媛県からの参加を得られたことから、今後四国地域での普及につながることも期待される。

2. 指導者用DVDの製作・配布

東京都では、平成元年から肢体不自由特別支援学校間でハンドサッカー大会が行われている。また、平成20年からはハンドサッカーフェスティバルという肢体不自由特別支援学校の卒業生チームの大会も行われている。

今回、東京都の肢体不自由特別支援学校と卒業生チームの協力を得て、指導者用DVDを製作した。ハンドサッカーの練習の様子や大会の様子を撮影し、重い障害のある肢体不自由児（者）が活躍する姿を多くの方々に理解してもらえるよう編集を依頼し重い障害のある子どもたちが、それぞれの課題を持ちシュートに挑むシーンを集めた「シュートシーン」も多く収録し関係各所に配布した。全国で活用されることを期待してしる。

3. 東京2020年オリンピック・パラリンピックに向けて

平成28年1月東京都教育員会は「東京都オリンピック・パラリンピック教育」の実施方針を発表した。その中で、東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を、子どもたちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」を全校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）で展開することとし、教育活動を進めていくに当たり、重視すべき視点として次の3点をあげている。

(1) 全ての子どもが大会に関わる

全ての子どもが、発達段階や興味・関心に応じて、オリンピック・パラリンピックに何らかの形で関わり、それらを通して、オリンピック・パラリンピックの価値や意義を学ぶ。

(2) 体験や活動を通して学ぶことを重視する

子どもたちがオリンピック・パラリンピックについて知識を習得するだけでなく、実際に体験や活動することを通じて学びを深めていく。

(3) 計画的・継続的に教育を展開する

東京2020年オリンピック・パラリンピックと、更にその先を見据え、計画的・継続的に教育を展開していく。

東京都のオリンピック・パラリンピック教育の実施方針には、共生社会の実現やボランティア活動の推進が記述されている。教育分野だけでなく、福祉分野からも、この好機を有効に活用し、障害児（者）の社会参加につなげていくことが大切である。

パラリンピックで実施されているスポーツは、主に中途障害の選手の活躍が中心であり、先天的な重度肢体不自由児（者）には、規則・方法での課題が高すぎるため導入が難しいのが現実である。ハンドサッカーは、一人一人の障害の状態に応じて能力を最大限に発揮することをめざしてルールが作られ、だれでも

選手として活躍できるスポーツである。

この機会に、重度の肢体不自由児（者）はスポーツを応援する人ではなく、スポーツを楽しむことができる人であることを社会に発信していくことが大切である。こうした活動が全員参加型の共生社会を実現することにつながっていくことになる。

4. まとめ

ハンドサッカーは、東京都とその近県で大会が行われている。2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに、全国に広げていくことを目指している。

今年度の事業を通して、北陸・東北・関西等各地域への普及が始まった。この成果を各地域でスポーツを通じた社会参加の取り組みにつなげていくことが大切である。

平成28年度は、日本アダプテッド体育・スポーツ学会の協力で、海外に向けての発信が始まる。まだ、夢の段階だが、世界の人々がともに楽しめるスポーツとして広がるよう努力していきたい。

検討委員：三室 秀雄
東京都教職員研修センター研修部教育経営課教授
日本ハンドサッカー協会会長

事業の問題点と課題について

東京都で30年近い歴史のある競技とはいえ、ハンドサッカーは全国的には知名度も低く、障害者スポーツとして認知されていない。これまでは、全国特別支援学校肢体不自由教育校長会、全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会の会議や研修会でハンドサッカーについての情報提供や研修会を行うことで普及へとつなげてきた。しかし、スポーツは耳で聞いただけではなかなか分かりにくい。体験することでその競技の面白さを知ることができるし、そして興味へとつなげ、スポーツをやってみようという気持ちを芽生えさせることができると思う。

このところスポーツを取り巻く社会的状況にも大きな変化が見られてきて、特に2020年東京オリンピック・パラリンピックは一つの契機である。ハンドサッカーもその気運に乗じて、競技の普及を手がけていきたいと考えている。

特別支援学校に通う児童生徒の多くは、学校での体育活動が中心であり、地域のスポーツ教室、スポーツ少年団での活動は極端に少ない。これまで、学校の部活動を経験してきた生徒たちは、学校卒業後に活動を継続する受け皿がなく、結局は卒業後も学校に頼らざるを得ない。障害者がスポーツを続ける環境は十分とは言えないというのが現状である。

(1) 日本ハンドサッカー協会

肢体不自由養護学校（現特別支援学校）には、様々な実態の児童生徒が在籍している。教員が試行錯誤し、みんなで一緒に参加できる競技はないものか、「なければ作ろう！」と、生まれたものがハンドサッカーの原型となるものであった。

もともとは、体育科の研究会で情報交換を行い、2校の練習試合から大会の原型ができ、その運営を東京都肢体不自由養護学校体育連盟（現東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟）で行ってきた。

平成25年に国民体育大会の開催が東京都ということで、にわかに障害者スポーツへの関心が高まってきて、スポーツ祭東京（全国障害者スポーツ大会）において、オープン競技として全国に初めて紹介できる機会を得た。次はやはり、2020年東京オリンピック、パラリンピックを次の機会としてとらえ、全国への普及、そしてできれば世界への発信へとつなげていきたいと考えている。

(2) 選手及び指導者の育成

日本国内でのスポーツの振興については、学校の部活動から始まり、高校、大学、企業、プロへとつながる中で、発展してきた。そのため、地域のスポーツクラブを中心にスポーツ活動が行われているヨーロッパ諸国などと違って、学校を卒業するとスポーツに親しむ機会が減少する傾向にある。障害者スポーツは一般の健常者のスポーツに比べるとより顕著である。

ハンドサッカー競技の現状としては、選手及びその指導者は東京都内の肢体不自由特別支援学校に所属しなければ選手も指導者も育てることが難しい。し

かも生徒の身体の状況や障害に合わせて変化してきたルールは、複雑で、ルールブックを見ただけでは、理解しにくいという問題がある。ルールを理解した指導者がいないとハンドサッカーの普及は難しく、これからもハンドサッカーに支援者を増やし、指導に携われる人を増やしていくしかない。

障害者スポーツの多くが、中途障害者のスポーツであり、特別支援学校に多く在籍する先天性の障害のある方が参加するにはハードルが高い種目が多い。

また、クラス分けがあることで、学校で行うにはかえって取り組みにくさがある。ハンドサッカーは、手でも足でも自分で動かせる身体の部位があれば、障害の有無に関わらず、だれでも参加できるバリアフリーな競技である。このような競技を紹介していくことで、障害のある多くの方にスポーツへの興味と関心を広げていきたいと考えている。

しかしながら、選手や指導者の育成には様々な課題がある。その一つが、財源の確保である。連携して事業を推進した日本ハンドサッカー協会は、「できることなら、指導者講習会、選手育成講習会を日本全国で実施できれば」という思いが強い。ところが役員のほとんどが現職の公立学校の教員であり、活動には制限がある。報酬を得ることができないため自己負担が多く、勤務時間外の活動であり、服務上の課題もある。

また、障害者の多くは、学校を卒業しても安定した収入が少なく、研修会や大会へ参加するための費用を捻出することが難しい。そのため、運営費の工面に大きな課題を抱える日本ハンドサッカー協会では手弁当で身近なところで活動せざるを得ない実情がある。せっかく興味や関心をもっていた地方の方々には、申し訳ない気持ちでいっぱいである。

それでも、日本ハンドサッカー協会は、東京都を中心としながら、栃木県・茨城県・埼玉県の特別支援学校と教員同士のつながりで、細々ではあるが、選手育成や指導者養成を手がけてきた。この積み重ねは大きく、栃木県や茨城県では、独自にハンドサッカー大会や練習試合を実施するようになってきた。今後も3県との連携を密にしていくことを考えている。

(3) 競技参加にかかる費用について

ハンドサッカーの用具のほとんどが学校の体育倉庫の中にある用品で代用でき、手作りの物も多く、あまり費用はかからない。ルール上は、接触プレイを禁止しているため、プロテクターもさほど必要としていない。プロテクターと言っても、段ボール等で作った物であり、見栄えは悪く、安全性も十分とは言えない。できることならば、プロテクターや用具についても、安全なものを考えなければならない。また、チームスポーツであり、チームの一体感を出すために、各チームがおそろいのTシャツをユニフォームとして準備するようになった。普及とともにやはり競技への参加には、費用がかかってくる。競技の普及とともに、地域ごとの格差が生じないように、今後は使用する用具についても、検定品を準備する必要がある。競技として一定の基準を整えていこうとすると、どうしても競技者の負担が徐々に増えていくこともある。

さらに競技をする上で問題となることは、練習等を行うための体育館等が必要となるということである。今はまだ特別支援学校の在籍者及び卒業生のチームであり、現職の教員も関わっていることから、それぞれの特別支援学校の体

育館が練習場となっている。そのため、今のところ、使用料はかかっていない。しかし、ここ数年は、外部団体が学校の施設を使用する際には、光熱水費を一定金額納めるようになっている。競技が普及して行けば、他団体との格差をなくすため、卒業生とはいっても、学校にとっては外部の団体であり、貸し出すときには使用料の徴収も例外ではなくなる。体温調節が難しい障害のある方にとって冷暖房は必要であり、できれば冷暖房完備の体育館が望ましい。それ以外にも学校の体育館を使用するには、施設や安全管理のため、職員の立ち合いが必要であり、簡単に貸し出せないといったこともある。特に東京都立の特別支援学校は機械警備を行っているため、貸し出すことが容易ではない。それでもやはり身近な地域での活動場所や障害者スポーツの専門的指導が可能な特別支援学校は、障害者スポーツの一つの拠点となり得る場所であるため、何らかの形で障害者の活動の支援を行うことが求められている。

(4) 障害者スポーツ関連の既存組織との関係

日本には公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（Japanese Para-Sports Association）が、昭和39年に開催されたパラリンピック東京大会を契機に、身体障害者スポーツの普及・振興を図る統括組織として、昭和40年に厚生省（現 厚生労働省）の認可を受けて設立された。平成14年に閣議決定された新たな障害者基本計画において、障害者スポーツの振興については日本障がい者スポーツ協会を中心に進める旨が記され、さらに平成23年8月、スポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、新たにスポーツ基本法が公布された。新法では、障害者のスポーツ振興については、国の責務とともに日本障がい者スポーツ協会の立場が明確になったところであり、本来であれば、日本ハンドサッカー協会も日本障がい者スポーツ協会に所属すべきところである。しかしながら、まだローカルスポーツゆえ、加入していくにはいろいろな困難さがある。少なくとも日本ハンドサッカー協会が全国大会を実施できるだけの地力をつけていく必要があると思われる。

検討委員：三浦 浩文

東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟会長

東京都立墨東特別支援学校校長

今 後 の 展 望

平成27年度は、独立行政法人福祉医療機構の助成を受けて、3回の地方研修会（石川県金沢市、宮城県仙台市、兵庫県神戸市）を行うことができた。昨年度、別の助成で行った大阪府泉南郡熊取町で行った研修会、日本ハンドサッカー協会の事業として行った栃木県、茨城県、埼玉県、青森県を合わせ、1府7県での実施は、これまでの願いに少しでも近づけたように思える。

しかも、各研修会に競技者が同行したことは、現地での参加者に大きな影響を与えることができた。

ハンドサッカーをもっと普及させていくには、資金面、運営面でまだまだ課題があり、独立採算には程遠い。これからもいろいろな関係機関と連携し、助成を受けながらも活動を継続させることが大切だと感じている。

（1）事業展開のための計画の改善

今年度の成果としては、前述したとおり、各地での研修会の実施は、思った以上に反響も大きく、ハンドサッカー普及に大きな進展が図られた。ただし、検討委員や講師の委嘱を受けた者が、教育公務員の立場であることから事業の推進に深く携わっていくには無理もあり、一人一人に大きな負担をかけることになってしまった。そこで今年度の反省を踏まえ、よりよい事業の推進のために改善を図りたいと考える。

事業については、現場教員ではなく関係団体などの事業推進委員会を組織し、計画を進め、各関係団体等のネットワークを活用し、今年度以上の広報を行い、研修会参加者を増やしていく。できれば、指導者だけでなく、選手の育成もより強化していきたい。

（2）研修会の実施場所について

今年度は、石川県、宮城県、兵庫県の3県で実施した。まだ、未定であるが、まだ未実施である北海道地域、中国四国地域、九州地域などにも広げていきたいという思いは強い。ただし、今年度実施した3県についても、アフターケアが大切だという考えもある。研修会はやはり複数回重ねることで、興味や関心を示すものが広がり、参加者が増えていくものである。北陸地域、東北地域、近畿地域の代表として3県での実施であったが、隣接する県からの参加者もあり「是非、次は我が県で実施してほしい」という要望も寄せられている。

ちなみに今回、宮城県で開催したところ、青森県から強い要望があり、日本ハンドサッカー協会として別に研修会を実施した。興味・関心を示してくれた地域での開催は願ったり叶ったりするものであり、今後もそのような要望には積極的に応えていきたいと考えている。

（3）研修会の広報について

研修会の実施については、まだまだ行き当たりばったりな部分もあり、広報活動が十分実施できていない。そのため、選手になり得る当事者の参加が少なかったのは反省点である。どうすれば、当事者の参加が可能か、次年度は検討し、対応していきたい。

今年度は、日本肢体不自由児協会の各支部と全国特別支援学校肢体不自由校

長会のネットワークを中心に広報してきたが、広報の時期が実施の直前ということで、十分な広報ができていなかった。次年度はもう少し早めに計画し、広報していく必要がある。そのためには、研修会実施の時期、会場へのアクセス、バリアフリーな会場の確保などを早めに進めなければならない。また、現地での協力者の有無は大きく、ネットワークを広げながら、協力者を募る活動も進めなければならない。また、研修会の講師として当事者の参加はとても重要であり、打ち合わせや実踏も計画的に行う必要がある。

(4) ハンドサッカーの今後について

この30年間は、ハンドサッカーに携わる教員が、毎年試行錯誤を繰り返して、選手である生徒のための競技に作り上げてきた。それ故に考え方の相違が生まれてきて、いざ大会になると、様々な疑問が挙がってくる。例えば、指導者が勝利に固執することにより、選手の出場機会が保障されていないのではないか、選手にとって適切なポジション・課題が設定されていないのではないか、チームワーク・フェアプレイといった精神面での指導が十分ではないのではないか、ハンドサッカーの理念に基づいた指導を共有していくにはどうしたら良いのかなどである。

現在の状況ではこれまで指導者のモラルに委ねられてきた部分があった。規則上の自由度があるからこそ多様な障害のある児童生徒が活躍できる競技としてきた。ハンドサッカーの理念に今一度向き合い、勝利のみを追い求めるのではなく、障害の種別や程度に関わらず、選手が自らの可能性にチャレンジできるスポーツであることを改めて確認している。特に教育現場から生まれたこの競技だからこそ、障害のある児童生徒の一人一人の人権を尊重し、教育者として十分配慮しながら、指導にあたるのが大事である。

学校でハンドサッカーを体験した児童生徒たちは卒業した後もなんとか取り組みたいと強く熱望していた。その結果、各校でOB・OGチームが結成され、年1回自らが実行委員会による大会運営を行うまでに発展してきた。

ハンドサッカーが、生涯スポーツへと変化してきた証である。ハンドサッカーを知った児童生徒が、他と競い合う楽しさを知り、さらに極めようとする心が芽生えてきた。今後は、選手として活躍した児童生徒が、後に続くものを育成する指導者としての道を歩んだり、大会運営等に尽力したりと、スポーツ環境を整えていく立場への変化することが必要である。一般のスポーツと同じ仕組みができていくことが、ハンドサッカーの発展につながるものと思われる。

ハンドサッカー競技の全国への普及は、まだまだ始まったばかりである。

検討委員：三浦 浩文

東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟会長
東京都立墨東特別支援学校校長

北陸地域研修会 「ハンドサッカー I N 金沢」

金沢研修会は、平成27年9月12日(土)に石川県立いしかわ特別支援学校の会議室ならびに体育館において実施した。

ハンドサッカーは都内の肢体不自由特別支援学校関係者や卒業生内には知られているが、全国的には普及途上のスポーツである。平成23年12月に日本アダプテッド・体育スポーツ学会(以下、学会)の合同大会において、都内での取り組みの歴史と現状を発表して以降、近隣県に向けて本競技の普及・啓発活動を続けてきた。

そうした経緯もあり、平成27年度の学会サマーセミナーと共催の形で第1回の研修会を行うに至った。前述したとおり、本競技は全国的には普及途上のスポーツであるため、まず各地域で障害者スポーツ指導や実践に大きな影響力をもつ、学会関係者に知ってもらうことで、全国的な普及・啓発活動の一步が踏み出せると考えた。当日は、学会関係者12名、近隣県の特別支援学校関係者5名他10名という参加者で研修会をスタートした。

午前中の講義は、配布資料を基に競技VTRを取り入れながら行った。この競技の概要に始まり、基本的なルール説明、フィールドプレイヤー(以下、FP)、スペシャルシューター(以下、SS)、ポイントゲッター(以下、PG)、ゴールキーパー(以下、GK)等各ポジションの説明、基本理念や競技発祥の経緯について動画等を中心に説明した。参加者



は、生まれて初めて目にする本競技の理解に時間を要しているようだった。講義最後の質疑応答の際には、競技理念に関する質問を受けたり、実際に授業で取り入れる際の注意点、配慮点等についての質問があった。加えて、長年アダプテッドスポーツの研究に勤しんでいる学会関係者から、同行していた当事者講師に「プレイしていく上での目標は何か？」との質問があった。2名の当事者講師は、それぞれの置かれている立場から「自分一人だけでなく、みんなでプレイして楽しむ。その上で、OB大会で優勝できたら良いと思っている」「自身の所属しているチームは人数が増加傾向で、上は40歳代、下は特別支援学校を卒業して間もない18歳と年齢がバラバラの状況がある。そうした中でチームをまとめ、OB大会で1勝することを目標にしている」と回答していた。また、「普段の活動中特に意識していることは？」との質問には「全員で協力してやっというこを強調している。そういったことを全国に伝えていきたい」「後

輩も含め32人の選手がいるので、全員に活躍の機会が保障できるようにしていきたい」と競技理念に照らして質問に答えていた。質問者からは「スポーツの中には、ヒーローになりたいという目的でプレイしたり、ルールを作ったりしていることが多いので、実際のところどうなのかなと思って聞いてみた。お二人の声を聞いていて安心しました」とのやり取りがあり、ハンドサッカーの理念を体現している当事者からの直接的なメッセージを受け止めてもらうことができた。他の学会関係者から、「ドイツでは1塁までのコースに違い(ハンディ)を作っているベースボール型の競技がある。発想はそれに近いものを感じる。今後全国に広めていく際に、概要説明(映像)、ポジション、ルールの特徴、授業案、必要な物品等、導入に必要なことをパッケージ化していけると良い」との意見等もあった。

また、近県特別支援学校の教員からは、「週明けに、学校で他の教員に周知し、早速授業で取り組んでみたい。授業案等参考になるものがあれば、お願いしたい。また普段のトレーニング、練習方法等はどのようにしているか」という要望、質問もあった。授業案については、後日送ること、練習方法としてはフィールドプレイヤーの練習方法をいくつか例示する形で伝えた。

昼食を挟んで、午後は体育館で実技講習を行った。午前中の講義を踏まえた形で、コート概要の説明を行い、ゴールエリアやSSエリア等の立ち入り禁止区域等を全体で確認。特徴的なファウルである『シリンダー』(独歩の選手と車いすの選手との間で起こる問題点を解消するために「真上の空間の権利」という考え方を採用し、自由なプレイが公平に行えるようにするもの



である(詳細は本書33ページ又は日本ハンドサッカー協会HPの『競技規則』参照)。パスおよびシュート後のラインクロス考え方、独歩選手の車いす選手に対するディフェンスの仕方等を確認後、4チームに分かれて試合形式の実技演習を実施した。各チームに講師が監督として入り、各ポジションの割り振り、SS・PGの課題設定、選手交代を行いながら試合を重ねた。午前中の講義では、今一つイメージしにくかったことが、実際に身体を動かすことによって理解が進むようで、参加者一人一人の表情がみるみる明るくなっていった。また、長くアダプテッドスポーツの研究に勤しみ、日本の障害者スポーツを牽引してきた学会関係者からは、「この競技は、私が長年研究してきたことを突き抜けている。大事に普及活動を続けてほしい」とのメッセージをいただいた。当事者も試合に参加し、研修会参加者と交流を深めながらプレイを行った。実技講習開始時は、遠慮気味でお互い声を掛けあうことが少なかった参加者同士が、終了間際には

お互いに指示を出しあったり、プレイの成功を喜び合ったりと大いに盛り上がりを見せていた。その事実が、この競技の本質を伝えてくれているように感じた。

最後に当事者講師であるW氏から「私は小学校、中学校まで普通学級で過ごしていた。その間体育はずっと見学だった。高校で特別支援学校に入学して電動スラローム等陸上競技はできるようになったが、この競技に出会って初めてチームスポーツをやることが出来た。仲間と一緒に同じ目標に向かえることはすごく充実感がある」とこの競技との出会いや、現在まで継続している思いを伝えてもらった。

第1回目の研修として、地域の障害者スポーツを牽引していく方々にこの競技の理念や概要を知っていただいたことは今後につながる大きな一歩であったと確信している。実際にこの講習会に参加していた学会関係者の尽力もあり、次年度以降、数か所から研修会開催要請が入っている。一步ずつ、競技理念をしっかりと伝えながら、この競技の普及をしていくことで、重度障害のある方々のQOLが高まっていく一助になれば嬉しい限りである。



検討委員・研修会講師 山田 晴信
東京都立墨東特別支援学校主任教諭

東北地域研修会 「ハンドサッカー I N 仙台」

仙台研修会は、平成27年11月14日（土）、東北福祉大学国見キャンパスにおいて、第2回目の研修会を開催した。東北地域におけるハンドサッカーの研修会は、他の事業を含めての初の開催となった。

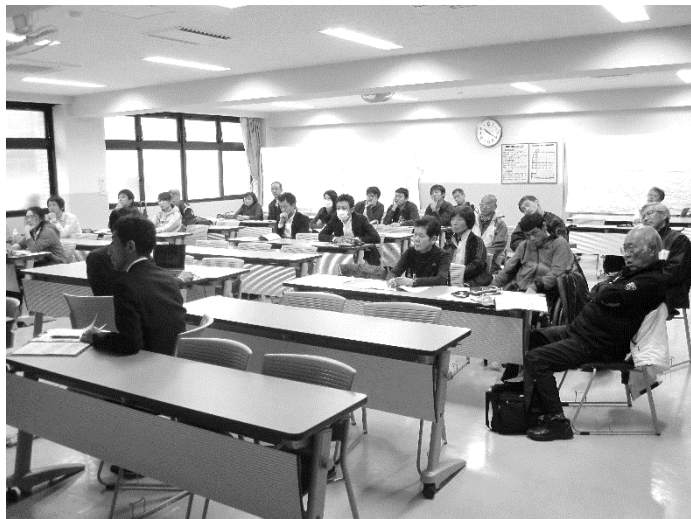
初回の金沢での研修会では、全国各地で障害者スポーツをリードする有識者の参加が多く、一定の成果をあげたが、一方、実際にハンドサッカーの普及にとって欠かせないキーマンとなる肢体不自由特別支援学校の教員や、より競技のイメージ・競技理念を具現化してくれる障害当事者の参加が少なかったという反省もあった。

そこで、今回は広報活動に力を入れ、東北地域の肢体不自由特別支援学校、宮城県肢体不自由児協会、障害者スポーツ協会等との連携から積極的に参加者を募ることとした。

こうした取り組みの成果もあり、特別支援学校教員が13名、障害者スポーツ協会関係者が8名、障害当事者が6名、その他22名の計49名の参加者を集めることができ、研修会をより具体的なイメージで展開することができた。

研修会は午前中に競技の発祥、発展の経緯や競技概要の講義、午後に実技講習と、初回の金沢研修会に準じた内容と構成とした。

午前の講義は前回と同じ流れで、配布資料と実際のプレイ映像を活用しながら説明を行った。ハンドサッカーは様々な障害種別・程度の選手に対して、個々に応じた合理的配慮を施すことが可能であるが、それを実現するために



複数のポジション、多様な競技規則が定められている。選手個々に対しては、その選手の役割だけを切り取り、構造化して伝えればわかりやすいため、重複障害の選手でも活躍することができる。一方、指導者や審判は競技規則全体を把握しなければならず、既存のスポーツとは違った視点の競技規則も多いことから、初めてハンドサッカーに触れた人は「複雑で難しいスポーツ」という印象をもつことも多い。今回の研修会でも過去の研修会と同様、参加者にとって講義での説明だけでは競技の概要や競技規則を理解することが難しいようだった。

午後の実技演習では、まずコート概要について実地で説明し、同時にプレイのデモンストレーションをすることで主要なファウルについて解説し、イメー

ジを具体化してもらった。また、SSやPGのシュート課題について、実際の選手をイメージしながらいくつかのシュートパターンを提示したことで、参加者は課題設定の考え方について理解を深めたようであった。

その後、4チームに分かれて試合形式での実技演習を行った。各チームには講師が担当として付き、試合時にはポジションやシュート課題設定



のコーディネートを、試合のない時にはオフィシャル体験指導やプレイの解説などを務めた。試合を行うにあたり、実際の選手像により近いイメージがもてるよう、FPは独歩5秒キャッチ1名、車いす5秒タッチ1名、車いす10秒タッチ（パス・シュート可能1名）、車いす10秒タッチ（移動のみ可能。パス・シュート不可）の4名の構成とした。また、各チームに当事者講師である2名、そして当日参加された当事者の方々が所属することで、更に本来のハンドサッカーに近いメンバー構成となり、参加者はハンドサッカーの競技イメージをより具体的に高めていた。

試合が始まった当初は、参加者の競技規則の理解が曖昧で試合の展開もぎこちない感じがあったが、実技を行うことで理解が進み、ハンドサッカーらしいプレイが随所に見られるようになった。参加者アンケートでも「実践していく中で、だんだんと理解できた」「プレイしてみたら、すぐにルールがわかった」との声が複数あった。前回に引き続き、講義で概要を聞いた後、実技演習で実体験し、理解を深めるという流れは効果的であったようだ。

実技演習では当日参加された当事者の方が生き生きとプレイする様子も見られた。既存の障害者スポーツにおける集団球技には参加が難しそうな方も複数名おり、当初は「競技規則が難しい」「私も参加できるスポーツなのか」というような不安げな表情を浮かべていたが、試合が始まると自身の役割・プレイの展開をすぐに把握していた。身体を動かすことの喜びだけでなく、FPが攻守に工夫を凝らしたプレイをしたり、SS・PGがシュートの成功に一喜一憂したりする等、それぞれが自身の課題に挑戦する中でハンドサッカーの魅力を体感できているようであった。

事後のアンケートでは、ほぼ全ての参加者から「研修会にはとても満足」「役立つ情報が得られた」との回答をいただいた。「肢体不自由校で団体競技の指導はできないと思っていたので、ハンドサッカーと出会うことができてよかった」「重度障害を有する児童生徒も球技を楽しむことができそう」「障害の程度・状況に合わせ、また工夫することで、多くの方がスポーツを楽しむことを学んだ」「障害の状況が異なる子どもたちが一緒にスポーツを行っている様子に感動し

ました」等、既存の障害者スポーツにはないハンドサッカーならではの魅力・存在価値を実感してもらえたようだ。感想の中には「障害者スポーツにおいてもクラス分け等、皆が平等にプレイするために自由度が低くなっている現状がある。一方、障害の重度化・多様化で既存のルールの中では活躍できない方も増えているように感じる。ハンドサッカーはルールの自由度を高めることで、様々な身体・認知の方々のプレイを保障しており素晴らしい」「肢体不自由特別支援学校が発祥ということで、非常に教育的なスポーツであり、見方を変えれば曖昧なスポーツでもある。その曖昧な部分を指導者が教育的に解釈する必要があり、指導者の質が問われる種目とも感じた」といったものもあり、1日という短い時間の中で「ここまでハンドサッカーの本質や課題について理解を深めていただけたのか」と驚きとともに非常に嬉しく思った。

前述のとおり、初回の研修会の反省を生かし、積極的に特別支援学校の教員の参加を呼び掛けた結果、東北地域の教員が13名集まった。そして研修後、岩手県や青森県において体育の授業等でハンドサッカーを指導していきたいとの声も聞かれた。本研修会をきっかけとして、より具体的にハンドサッカーを指導することを目的に、平成28年1月12日には青森県立八戸第一養護学校にてハンドサッカー研修会が開催され、日本ハンドサッカー協会役員および東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟の教員が講師として招かれるに至った。

ハンドサッカーへの興味・関心をもってもらうことは入口に過ぎず、各地区において主体的に取り組みを進めていくには、日本ハンドサッカー協会並びに東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟による指導法・審判法の普及・啓発の活動が不可欠となる。今後もこうした活動を推進し、球技に参加することが難しいとされている子どもたち、集団スポーツの指導に頭を悩ませている肢体不自由特別支援学校の教員たちがハンドサッカーと出会い、一人でも多くの子どもたちがスポーツを楽しむことができるよう努力していきたい。



検討委員・研修会講師 田中 顕一
東京都立町田の丘学園主幹教諭

関西地域研修会 「ハンドサッカー I N神戸」

神戸研修会は、平成28年2月20日（土）、兵庫県神戸市にある神戸市立青陽東養護学校を会場に今年度3回目の開催となる研修会を開催した。昨年度、大阪体育大学を会場に研修会を実施しており、関西地域において2回目の開催となった。

今回の研修参加者は40名であった。内訳は大学関係者が12名、特別支援学校関係者が13名、医療関係者が3名、その他（個人参加等）9名。また、医療関係者及び個人参加者から当事者3名の参加があった。ハンドサッカーは体育の授業からスタートし、教育活動との密接なかかわりの中で確固たる理念をもって継承、発展を遂げてきているスポーツであり、今後の普及においても学校関係者への理解、啓発は特に重要なポイントとなる。約1/3が学校関係者の参加であったことは意味深いものがある。また、当事者の参加により、特に実技講習において、参加者により具体的なイメージの形成が可能になった。

研修会は午前中に競技の発祥、発展の経緯や競技概要といった座学での講義、午後に実技講習と、これまでの研修に準じた内容と構成とした。

午前中の講義に関しては、これまで本事業の実施において様々なご支援やご協力を頂いている日本アダプトテッド体育・スポーツ学会の諸先生方からのアドバイスに基づき、講義内容や方法等についてさらなる改善を図っている。実際の講義は配布資料を基に実際のプレイ映像を交え進めた。この競技の概要、そして基本的なルールや各ポジション



の説明、競技発祥の経緯と基本理念等について説明を行った。特に基本理念が競技規則の中で、また実際の競技場面、各ポジションにおいてどのように具現化されているのかという点について理解を深めていくことが重要であると考えている。実際の指導に当たる際、選手一人一人の課題をどのように設定するのか、またチームとして各ポジションをどのように生かしていくのか等については、指導者の本競技に関する理解や指導者感によって大きく左右されるからである。勝敗にあまりに重きを置き、全ての選手が個々の課題を追及できないという状況も生まれえる。午前中の講義の中で参加者からこの点についての質問とともに問題提起がなされた。ハンドサッカー発祥の東京都においてもこの問題に直面し解決できずにいる現状がある、普及の過程で各地域において必ず生じるで

あろう問題である。この参加者の問題提起を受け、「基本理念に基づいた競技」としてのハンドサッカーと言う、本競技の本質を参加者全員で確認することができた。

午後は同校体育館を会場に当事者も交えて実技演習を行った。午前講義・午後演習という研修スタイルに関しては「講義である程度のイメージができ、実技でより深く理解することができた」という感想をもらっている。午後からの参加者もいたため、午後からの参加向けにディスプレイを体育館に設置し、実技演習と同時並行で概要説明（要旨）を行い、その後他の参加者の実技演習に合流するという対応をとった。基本理念に基づいた競技であることを理解してもらうためには、基本理念を含む概要説明は欠くことができない。



実技演習は、午前中の講義を踏まえた形でまずコート上でコートの概要説明を行った。各エリアでの各ポジションの動きやそこで生じるファウル等のルールについて実際のエリアで解説を行い、より実際的な理解を深めた。特に特徴的なファウルである『シリンダー』（ボール保持者の「真上空間の権利」）についての解説を通して、車いすや独歩等様々な条件の中でそれぞれが自由に、かつ公平にプレイができるようにするための工夫について説明した。次いで、SSやPGのシュート課題について、実際の選手をイメージしたいくつかのシュート課題をこちらから提示しながら、一人一人の実態に応じた個々の課題設定について説明した。

その後、3チームに分かれ試合形式で実技演習を行った。2チームが試合を行い、試合のない1チームはオフィシャルに入り、オフィシャル体験を行った。各チームに講師が入り、各参加者のポジション、シュート課題設定や選手交代等のゲームコーディネーターや試合及びプレイに関する解説を行った。

FP、GP、SS、PGそれぞれのポジションやプレイスタイル（独歩、車いす等）を体験してもらい、各ポジションの特性についても理解を深めてもらった。試合中や試合の間に怪我や事故につながる危険な接触プレイ等について実際のプレイ場面を取り上げて解説を行った。障害のある選手の競技・スポーツにおいては怪我が二次的な障害につながるリスクも高く、講習の後これから実践を行うには、より安全に取り組むことは重要なポイントとなる。また、各チームには当事者講師及び参加者が入りともにプレイをした。個人参加で参加をした当事者のSSのシュートを全員が固唾をのんで見守り、ゴールが決まった瞬間に会場が一気に盛り上がる。そして、その雰囲気当該選手の喜びと達成感がさらに

高まるという、東京都で行われている大会と全く同じ光景が出現した。ハンドサッカーの基本理念のもつ尊さを具体的な形で理解をしてもらえたのではないか。どんなに言葉を尽くしても、あのプレイの説得力にはかなわない。今後の講習会の実施に当たっても当事者講師の同行とともに、開催地域の当事者の参加は必要不可欠である。実技演習の最後に当事者講師であるW氏から「私は小学校、中学校まで普通学級で過ごしていた。その間体育はずっと見学だった。高校で特別支援学校に入学して電動スラローム等陸上競技はできるようになったが、この競技に出会って初めてチームスポーツをやることが出来た。仲間と一緒に同じ目標に向かえることはすごく充実感がある」とこの競技との出会いや、現在まで継続している思いを伝えてもらった。

事後のアンケートでは、「これから学校での授業に取り入れたい」という声とともに「一人一人の課題を考えて取り組むと、皆が楽しめるものになる」「通常の学校に通っている子どもたちにも教えられる点がある」「みんなでできることの楽しさ喜びを経験した」という記述があった。ハンドサッカーの基本理念を実感として理解してもらえたのではないか。また、愛媛県や淡路島からの参加者から、四国、淡路でもハンドサッカーの講習会を開いてほしいという声も届いた。こうした声は、ハンドサッカーが様々な地域に暮らす、様々な障害のある子どもたちのスポーツや競技に関するニーズの一つの答えになり得るものとして認識された証であろう。こうした声を励みに、またこうしたニーズをもつ子どもたちの夢の実現のために、さらなる普及に尽力していきたい。



研修会講師 武石 真
東京都立墨東特別支援学校主幹教諭

アンケート集計結果

○参加者について

大学学会関係	24名
特別支援学校関係	31名
障害者スポーツ関係	8名
医療関係	3名
障害当事者	9名
その他	41名

○回答率

利用者数	116名
回答者数	116名
回答率(%)	100%

○研修会内容全般についての満足度

とても満足	88名
満足	28名
やや不満足	0名
不満足	0名

○良かった点

役立つ情報が得られた	72名
日頃の生活や活動に役立った	29名
スキルアップにつながった	39名
他の参加者との交流・情報交換が図られた	61名
抱えていた問題・不安の解消につながった	17名
その他(良かった点)	39名

その他(良かった点)であげられた代表的な感想・意見

- 障害の状態に合わせて、一つの種目の中で多様な役割を設定できるところが興味深かった。
- アダプテッドスポーツという観点から見た場合の一つの究極だと思った。
- 障害の重い人が参加できるとともに、ルールが確立していて競技性が高いことも魅力に感じた。
- アダプテッドスポーツの精神に相應しいスポーツであると思う。
- 一人一人の自由度が保障されている点は、他の体育活動の場面でも取り入れられると感じた。
- 重度の障害を有する子どもたちも球技を楽しむことができそうと感じた。
- 指導者の力量が問われるスポーツであると感じた。
- 今後、体育の授業で活用していきたい。
- 重度の肢体不自由児に対しての団体競技の指導はできないと思っていたので、今回ハンドサッカーに出会うことができ良かった。
- 障害のある当事者講師もいてわかりやすかった。
- 障害の程度・状況に合わせ、そして工夫することで、多くの方がスポーツを楽しめることを学んだ。

ハンドサッカーって知っていますか？DVDについて（解説）

スポーツそれは生涯を通じて楽しめるもの、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて日本国内のパラリンピック大会や障害者スポーツへの関心は徐々に高まりをみせている。障害者スポーツがこのように取り上げられる以前から、比較的ポピュラーな競技である車いすバスケットボールや車いすテニスなどの競技は大会がテレビ放映され、選手の成績や動向が連日メディアに取り上げられるようになってきた。



また、全国各地でパラリンピック競技の体験会やメダリストの講演が行われるなど、競技や選手の様子を家庭でテレビから知ることできるようになってきている。

そのような機運の中で今回取り上げているハンドサッカー競技はどのようにその存在価値があるのか、どんなコンセプトをもっているのか、ここでは、本報告書に添付する競技紹介用DVDについて解説し、ハンドサッカー競技の全体像を紹介するとともに、審判や応援する保護者など、競技や競技者を支援する人々の関わりについても触れていく。

1. DVD製作の目的

ハンドサッカー競技を全国の肢体不自由特別支援学校や対象となる施設等に紹介するため、競技内容や主な競技規則、審判の心得、競技を楽しむ選手の様子とその思い、競技を楽しむ選手を支援する審判や応援する観客の様子等の映像とインタビューを収録し、ハンドサッカー競技の全体像を示す資料としてDVDを製作した。

2. DVDの内容について

2-1 タイトル

「ハンドサッカーって知っていますか？」

2-2-1 注目のアダプテッドスポーツ、ハンドサッカーの魅力をさぐる

最初に、ハンドサッカー競技とはどのようなスポーツなのか、試合風景や応援する人々、選手や審判へのインタビュー映像を交えて競技の特徴を紹介している。

試合風景では、手動の車いすをこぐ選手、電動車いすを操作する選手、立って歩き、走っている選手、様々な障害のある選手が同じコートで活躍するシーンがある。



ナレーションでは「この競技にはある特徴があります。障害種別やその障害の程度に関係なく、誰でもが楽しめるスポーツ」とあり、「時には重度障害のある選手が主役になることもある競技がハンドサッカー」だと言っている。

次に選手へのインタビューが続き、「得点の方法が3つあるなど特徴がある」、「自分なりのトレーニング方法を見つけ目標に向かって努力している、そんなチャレンジができるスポーツがハンドサッカーの魅力である」と選手は語っている。

さらに、競技者を支援、応援する人たちの様子や大会会場の風景が加わり、会場の熱い応援や雰囲気も伝えている。選手を応援する親たちは子どもたちが活躍するシーンを観られること、活躍の場があることの大きさを語っている。



2-2-2 ハンドサッカー競技とは

一般的に知られた障害者スポーツ競技やパラリンピック種目などと比較して、どのような特徴があるかを紹介していく。

映像には、比較的よく知られており、国際大会やパラリンピックの種目となっている競技を、イラストを交えて紹介している。

それらの競技は、参加できる者が特定の障害種別に限られていたり、障害の程度ごとにクラス分けがあったりするため、学校の授業として在籍する児童生徒みんなと一緒にやるのは難しく、行えそうなものは見当たらなかった。

障害者スポーツが徐々に社会に認知されるようになってきたとは言え、今でも肢体不自由児者対象のスポーツの場合、

さまざまな障害者スポーツ



条件別に設定された個人競技や様々な条件のもとにクラス分けされた競技が主流となっている。

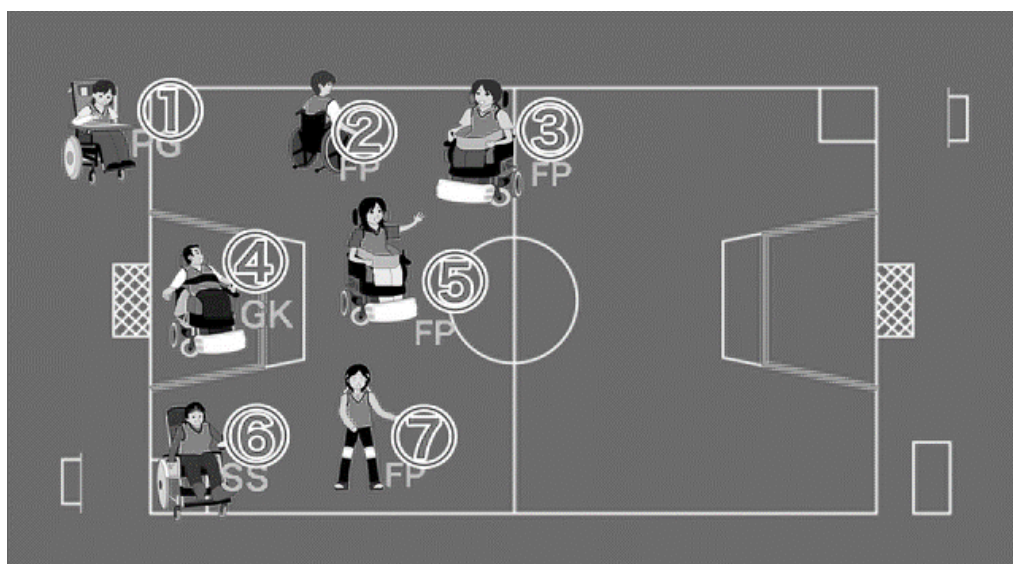
そこで、障害種別に関係なく、一緒に参加できるように考えられた競技がハンドサッカーである。「手を使える子は手でハンド、足を使える子は足でサッカー」がハンドサッカーの名の由来である。ハンドサッカーは自分が行えること、それぞれが持っている能力を発揮し、自分の役割を果たしてチームに貢献していく競技だと言える。



2-2-3 ハンドサッカーの楽しみ方

選手は実際にどのように楽しむのか、ハンドサッカー競技を簡単に説明するとハンドサッカーはゴールに向かってシュートする対戦型の集団競技である。

1チーム7名の選手で構成された2チームによる対戦を行う。7名の選手は4つのポジションに分けられ、それぞれの方法（課題）によってゴールにねらい、得点の多さを競う競技である。4つのポジションのうち、まず、ゴールキーパーは障害の状態に関係なくでき、他3つのポジションは、その選手の運動機能や認識面によって決められる。



具体的なポジション分けは表1のようになる。

表1 各ポジションの対象となる選手

ポジション	コート上の動ける範囲 選手の識別（審判）	運動機能面及び認識面
<p>フィールドプレイヤー（FP）</p> 	<p>自由に動き回れる</p>	<p>比較的運動機能や移動に制限が少ない選手</p>
<p>スペシャルシューター（SS）</p> 	<p>自由に動き回れる SS専用のエリアに入っても良いことを示すために赤のハチマキをつけている。</p>	<p>FPに比べると運動機能や移動に制限のある選手</p>
<p>ポイントゲッター（PG）</p> 	<p>PG専用のエリア内でプレーする。</p>	<p>他のポジション以上に認識面や運動機能や移動に制限のあり配慮が必要な選手</p>
<p>ゴールキーパー（GK）</p>	<p>主にGKエリアでプレーする。</p>	<p>GKは障害の状態に関係なく行える。</p>
		

※この他、SSは赤色のハチマキを使用している。

ハンドサッカー競技において、どの選手がどのポジションを行うかについては厳格な規定を設けておらず、表1のように、自由に動き回れるFPと比較して、どの程度運動能力やルールの認識があるか、おおまかな目安のみ示されている。

ハンドサッカー3大特有ルール

ボールの保持条件（タッチとキャッチ）

ボールの保持時間（5秒・10秒）

シュート課題の自由度
（ボール・方法・距離は自由、成功率50%）

ポジションの決定についても各チームが個々の選手の能力を最大限活かせるように考え、チームに任されている。

次に、ハンドサッカー競技特有のルールについて解説する。ハンドサッカーには様々な特有のルールが存在するので紹介していく。

まず、パスについてのルールを紹介する。パスはボールが車いすか、選手の体のどこかに触れる（タッチ）することで成立する。比較的運動制限の少ないとされるFPであっても、車いすを操作しながらボールを受け取ることが難しい選手も多いため、このようなルールが設定されている。

電動車いすを操作している選手の多くは自分ではボールを投げることができないことが多く、その場合は受け手の選手がボールに触れ（タッチし）に行っても良い。そして、飛んできたボールをキャッチできる選手はしっかりキャッチしないとパスが成立しないというルール設定もあるので、選手の運動機能等によって定めることになる。

次に各選手がボールを保持できる時間も5秒間と10秒間の2段階で定められている。運動機能等の状態によって設定されるが、タッチとキャッチ、どちらでパスが成立するのか、ボール保持の時間は5秒なのか10秒なのか、これらは選手自身やチームの指導者が決定して良いことになっている。試合中、審判はどの選手がどんなプレーを許されているのか、その判断を各選手が着用しているハチマキの色で識別している。プレーの範囲と対象選手、ハチマキの色について表2のとおりである。





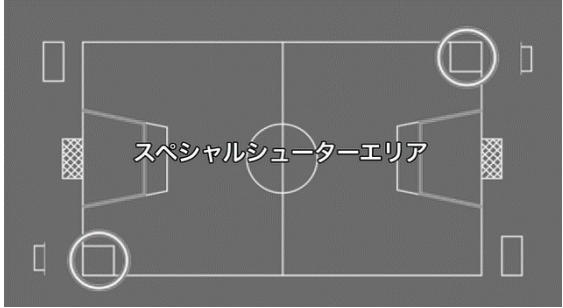


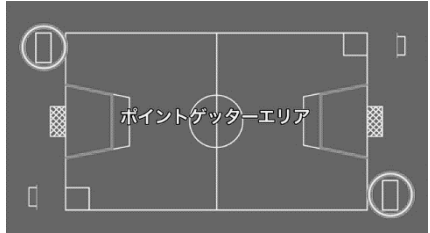
表2 パスの成立、ボールの保持時間、対象選手、ハチマキの色

パスの成立		ボールの保持時間	対象選手	ハチマキの色
タッチ		10秒	原則すべての選手	ハチマキなし
		5秒	比較的運動制限は少ないが投げられたボールのキャッチが困難な選手	黄色
キャッチ	5秒	比較的運動制限が少なく、飛んでくるボールのキャッチが課題となる選手	白	



3つ目はゴールと得点方法について、ハンドサッカー競技では使用するゴールが2種類あり、得点方法が3つある。2種類のゴールとはメインゴールとサブゴールのことで、3つの得点方法はポジションごとに得点方法が異なり、ポジションごとに表3のようになる。

表3 ポジション別3つの得点方法

得点の場所	シュートをする選手 (ポジション)	得点となる状態	入る点数
メインゴール	FP	 <p>①直接メインゴールへのシュート</p>	3点
サブゴール	SS		
PGエリアと メインゴール	PG	PGエリア内でボールを受けた時と自分のシュート課題が成功した時	<p>ボールを受けた時点で1点 課題が成功すると1点 合計2点</p>
 <p>②SSエリアにボールを持ち込みサブゴールへのシュート権を得る</p>	 <p>スペシャルシューターエリア</p>		
 <p>③PGエリアでボールを受け、メインゴールへのシュート権を得る</p>	 <p>③PGエリアでボールを受け、メインゴールへのシュート権を得る</p>	 <p>ポイントゲッターエリア</p>	

選手たちは自らの課題にチャレンジし、クリアすることで得点が入っていく。これらのSSやPGのシュート課題をどのように設定するのかについても、ポジション決定と同様に厳格な規定はなく、おおむね50%の成功率で設定するという大まかな目安のみが示されている。

ハンドサッカー競技は試合を行うというスポーツとしての一定の競技性を求めており、大会も行われている。試合は勝敗がある以上、各チームが勝利を目指すのは当然のことである。そのため、どのようにシュート課題を設定するがチームに任されている状況では得点をより多く取るために自チームに有利な設定をしがちである。

しかし、簡単すぎるシュート課題はスポーツとして楽しむ上では不十分であり、できそうできない、できなそうでも努力するとできるようになるという、その選手にとって適切な課題を設定することにより、各選手が課題をクリアするためにどのような努力をしていくのか、緊張する場面での心理はどうか、どのような動作でシュートを行えば良いか、心理的状況と運動・動作を適切にコントロールするという課題が生まれる。

それに自身で工夫しながらクリアしていくことで、選手自身が成長し、それを見守り、支える人々が選手自身の喜びを共有することができる。日本ハンドサッカー協会は競技普及の際に、このことを競技に関わるすべての人に十分に理解してもらおうよう、競技理念として繰り返し伝えている。

どのような方法で行うかという点では、SSやPGのシュートに使用するボールやゴールまでの距離、方法が選手に任されていて自由であることも特徴と言える。SSやPGのポジションになる選手は、FPと比べて運動制限の多い選手となる。選手によって可能な運動に幅があり、細かな規定は選手の最大限の能力発揮に支障をきたす。遠い距離からコントロールしてシュートする選手もいれば、緊張する場面で指先のみを動かしたり、まぶたや舌の動きでスイッチを操作する選手もいる。

「どこか体を動かせばそれはスポーツである」という考え方を持って細かな制限は作らず、どのような形でも良いとしておくことで、これまでスポーツに関わりのなかった重度の障害のある方や関わりたかったが場や機会がなかった方が参加しやすい環境を作っている。

選手を応援する支援者(保護者)のインタビューの映像がある。病気により体が動かなくなり、これまでやってきたサッカーができなくなった選手の保護者のインタビューである。在籍する学校でハンドサッカーに出会い、選手と支援する教員がどう工夫したら再び足で蹴ってシュートができるか、試行錯誤して挑戦した。保護者は試合の中で、足でシュートするシーンを見て、これまでにない嬉しさを感じ、本人も満足していると答えている。



2つ目は、ポイントゲッターとして中学部1年生から競技を始め、6年目で初めて試合中にシュートを決めた選手のケースである。保護者はそのシーンを見て、涙が出るほど嬉しく思ったそうだ、しかし、自分以上に周りの人たちが悲願のゴールを本当に喜んでくれている姿がとても印象に残っていると答えている。



ハンドサッカー競技は運動の量やダイナミックスピード感といった、従来の集団球技の魅力とは一線を画するところがあり、少ない動きの中にもその選手や周りで応援する人々の喜びが込められている。派手ではないけれども選手が喜べる場や機会があり、応援できる環境が用意されることもハンドサッカー競技の存在意義ではないかと思う。



見る人にとっては、競技規則はやや複雑だという印象を持たれることが多いが、一人一人の選手の役割はかなり単純ではっきりしている。コート上のどこでプレーするのか、ボールを何秒持たせられるのか、ボールを受けるにはどうしたら良いか、ボールを受けたらどうするのかなど、その障害の状態に合わせていくつかの条件をそれぞれが理解し、プレーをつなげていく。ハンドサッカー競技は、他の競技にはあまり見られない特有のルールを用いることで、障害の種別や程度に関係なく、誰でもスポーツを楽しめるように作られている。

どのような障害の選手も活躍する場が用意されたハンドサッカー競技では、これまでスポーツを楽しむことができなかった選手が活躍できるようになり、同時にこれまで応援できなかった、そのような場がなかった人たちにも機会を与えることになっている。

詳しい競技規則は、本報告33ページ及び日本ハンドサッカー協会ホームページに掲載しているので参考にさせていただきたい。

※日本ハンドサッカー協会HP <http://www.handsoccer.jimdo.com>

2-2-4 ハンドサッカーをジャッジする

ハンドサッカー競技を行う選手はそれぞれの課題をクリアしていくことを大きな目的とし、F Pが中心となってボールをつないでいく。

S SやP Gは自分の課題が明確で、選手自身としては分かりやすい。ルールがいくつかの条件で細かく分かれていることで、一番複雑と感じているのは審判を行う者である。

DVD後半に、審判の声を収録してある。



審判を始めた頃の不安に感じたこと及び心がけていたことはどんなことだったか3名の審判がインタビューに答えている(表4)。

審判としての役割は、細かなルールに対処することもあるが、それだけにとらわれる必要はなく、まずは、危険なプレーに注意して自分が楽しむことが何よりではないかと思う。

表4 審判として不安だったことと心がけていること

<p>審判 A</p>  <p>心がけてきたこと</p>	<p>一番注意していたのは安全面のこと、立っている子どもや車いす、電動車いすなどいろんな子どもがいるので、そこで接触や転倒などの事故がないように防ぐことに一番気を使っていた。まずは一人一人が全力で力が発揮できるように、そのようなポイントを見ていこうと思っている。</p>
<p>審判 B</p>  <p>当初不安だったこと</p>	<p>審判としてどこで止めていいのか、このプレーは反則なのか判断するところが最初は戸惑った。一つ一つのプレーを切らないように全体の流れを活かしたレフリングをしたいと思っている。その先そのプレーはどのようにつながるのかを選手に指導しながら、それらを意識して審判を行っている。</p>
<p>審判 C</p>  <p>当初不安だったこと</p>	<p>ミスジャッジをしたらどうしようという不安はあったが、ミスジャッジが出ないように審判講習会などを通して審判の練習をしている。落ち着いて1人で行うものではないので、主審、副審、オフィシャルが連携して行えるように視野を広く持って行えるように心がけている。</p>

最後に、日本ハンドサッカー協会事務局長は次ように語っている。

『シュートが入ってガッツポーズをする子どももいれば、ガッツポーズができなくても、近くにいる介助者が「できたね」と拍手をしていると「あっ僕のシュート決まったんだ」と気づいて表情が変わる子どもがいます。その子ども自身は分かってないのかもしれませんが、近くにいる人が一緒に喜ぶことで成功したんだと喜ぶ、こんな様子が見られるのはこの競技ならではと思います。学校を卒業した後もこの競技を続けて、試合の後、「これから一杯のみに行きます」という笑顔を見ると



やっつけて良かったなと思います。

このハンドサッカーを通して、自己実現をされている障害当事者の方が身近にたくさんいるということと、全国にはまだまだスポーツに参加できない重度障害の方がたくさんいるので、その方たちにもこの競技を通して、「仲間とつながる楽しさ」や「シュートを決める達成感」を体験してもらいたいなと思います。

それらがあることで生活の質（Quality of life）が向上していくことが、障害のある方たちにとってとても大事なんだと感じています。一人ひとりの生活が豊かで充実したものになる、ハンドサッカーがその一助となれば私たちにとっては嬉しいことだと感じています』

最終画面は「一人ひとりの生活を豊かなものに ハンドサッカーを始めてみませんか」という言葉で締めくくられている。日本肢体不自由児協会は日本ハンドサッカー協会とともに日本全国や世界中にいる、重度の障害があり、これまでは参加できるスポーツが見当たらなかった人たちやスポーツをする環境がなかった人たちに対して、この競技の魅力を伝えていきたいと考えている。

別チャプター

SS（スペシャルシューター）及びPG（ポイントゲッター）のシュートシーン集

本編映像に加えて今回のDVD製作にあたっては、SSとPGのシュートシーンを加えている。この映像は今年度の各学校の練習風景をホームビデオで撮影してもらったもので、多少の映像の乱れ等があるが、現場にいる選手の挑戦と支援する人の関わりがリアルに映し出されている。どのような選手がどんな課題にどのように挑戦しているか、この映像で見ることが出来る。様々な比較的重度の障害のある選手が自分の能力を最大限活かしている様子である。

今年度、金沢、仙台、神戸で研修会を開催してきたが、研修会の場で初めてハンドサッカー競技にふれた方からは「こんな選手もいるのか」「こんな方法で、スイッチやラジコンも使っているのか」という感想が多く聞かれた。そのような場面がこのシュートシーンに多数盛り込むことができた。これからハンドサッカーを競技、もしくはこの競技の要素を取り入れて学校での授業づくりや地域・スポーツ施設等の場所で活動を始めるときの参考となることを期待している。

ハンドサッカー競技規則

東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟

審判委員会

2010.10.13.

【序章】ハンドサッカーとは

ハンドサッカーとは、既存の競技では十分に対応しきれない様々な実態の障害のある子どもたちに合わせ、活躍の場を広げ、個々の能力を引き出し、心身を健全に育成するために考え出された競技である。ハンドサッカーの選手および指導にあたる者はこの根本に流れる精神を大切に、競技・指導に努める。

東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟（以下、都肢体連）はこの競技を通して、その精神の実現を目指し、大会運営を行う。都肢体連が主催する大会においては、学校の教育活動の一環であり、指導にあたる者は教育的な配慮を十分にする必要がある。

【第1章】ゲーム

【第1条】 ゲームの定義

ハンドサッカーは、1チーム7名の選手からなる2チームによってプレイされる。チームの目的は、相手チームのゴールにボールを入れること、相手チームにボールを持たせたり得点させたりしないようにすることである。

【第2条】 コート

- (1) コートとは、各エリアを含む全体(図1)をいう。そのうち PG エリアを除く部分をフィールドという。
- (2) コート・各エリアの大きさは図1のとおりだが、施設の規模等により変更できる。その際、大会前の代表者会議で確認する。
- (3) プレイの妨げにならない限り、コート上に視覚障害等対応のための、コートを認識しやすくする装置を設置してもよい。その際、大会前の代表者会議で確認する。

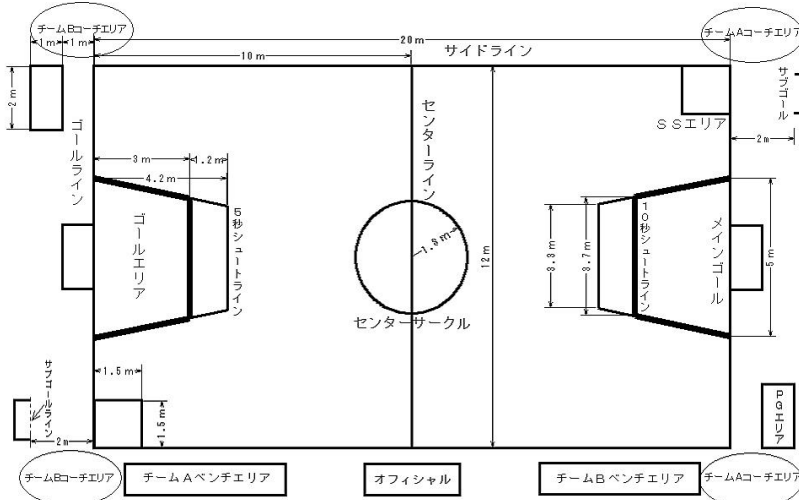


図1 コートと各エリア（長さの規定は各エリア・ラインの内側の距離とする）

[第3条] 境界線

ラインは白とし、幅は5cm、フィールドの外周のみ10cmとする。ゴールエリアの境界線は、赤とする。(図1太線部分)

[第4条] ボール

試合球は、(財)日本ソフトバレーボール協会検定球高学年用(糸巻きでないもの)を使用する。床から180cmの高さよりコートに落下させた時、60cm程度弾むように空気を入れる。ボールの周囲は64cm前後、重さ180g前後とする。ただし、第15条に示すSS、PGのシュート時に使用するボールに関してはその限りではない。

[第5条] ゴール

メインゴールは、金属製フレームにネットを張ったもので、基準となるサイズは図2とする。サブゴールは、ビニールパイプ製(図3)を使用する。

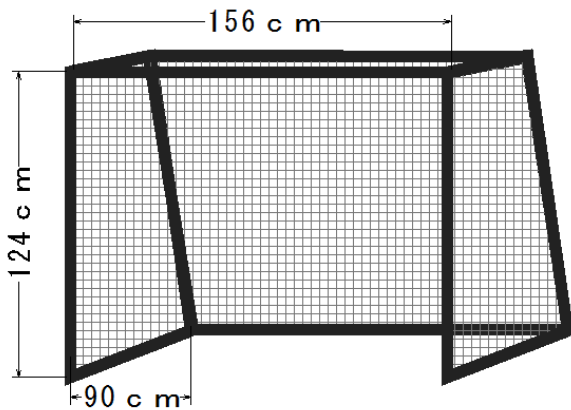


図2 メインゴール

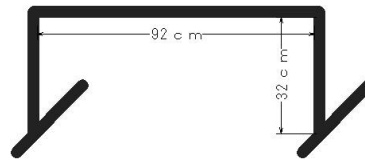


図3 サブゴール

【第2章】選手、監督、コーチ

[第6条] チーム構成

- (1) 各チームは監督、コーチ、選手7名と交代要員からなる。
- (2) 監督、コーチはチームベンチエリアおよびコーチエリアのみで選手に指示することができる(図1参照)。ただし、選手に特別の事情がある場合はその限りではない。
- (3) 選手のうち1名をキャプテンとする。

[第7条] 選手

試合中のコート上では、以下の選手でチームを構成する。

ポジション	人数
フィールドプレイヤー (F)	4名
スペシャルシューター (SS)	1名
ポイントゲッター (PG)	1名
ゴールキーパー (GK)	1名

- (1) フィールドプレイヤー(F)
独歩もしくは車いす(電動車いすを含む)の選手とし、SS エリア、PG エリア、ゴールエリア以外で自由にプレイすることができる。
- (2) スペシャルシューター(SS)
Fに比べ比較的運動機能に制限のある選手を対象とし、独歩もしくは車いす(電動車いすを含む)でプレイする。PG エリア、ゴールエリア以外で自由にプレイすることができる(SS エリアを出て、Fとしてプレイすることができる)。コート上では、赤色のハチマキを審判がはっきりと識別できるように身につけなければならない。
- (3) ポイントゲッター(PG)
F、SSに比べさらに運動機能に制限のある選手を対象とする。PG エリアでプレイする。

(4) ゴールキーパー(GK)

基本的には自陣のゴールエリア内でプレイし、その際は、第8条(ボールタッチ)は適用されない。ゴールエリアを出て、Fとしてプレイすることができ、その際はボールがゴールエリア外に出る、または身体の一部がラインを踏むもしくは踏み越した時点から第9条(ボールの保持時間の規定)が適用される。F、SSからのバックパスを受け取ることができる。

[第8条] ボールタッチ

- (1) 上肢の運動機能に制限があり、上肢でボールの保持が困難な選手に対しては、身体および車いすにボールが当たった時点で、ボール保持とみなす(ボールタッチ適用)。(それ以外の選手は、ボールをキャッチした時点でボール保持とみなす。)
- (2) (1)のプレイが起こった場合、その地点からその選手のボール保持で再開する。コート上の他の選手は、再開するまでむやみに移動してはならない。
- (3) (1)(2)の場合、計時を止めない。しかし、大幅に時間が進む可能性がある場合は、審判はタイマーに合図をして計時を止めることができる。(第20条(8)参照)
- (4) ボールをファンブルした場合は、次のように継続する。
 - ①キャッチ選手：ファンブルした後に再び同一選手がボールを保持した場合は、カウントを継続する。
 - ②タッチ選手：(a) ボール保持の際に、その選手の動作に関係なくボールをファンブルした時は、審判がすぐに保持しやすい位置にボールを戻す。
(b) プレイが再開された後にファンブルしてしまった場合は、フリーボールとみなされる。再度同一選手がボールを保持した場合は、カウントを継続する。
- (5) 各選手のボールタッチ適用は、各チームの監督が決定する。

[第9条] ボールの保持時間の規定

運動機能に応じてボール保持に時間制限を設ける。運動機能に制限が少ない選手は5秒とし、運動機能に制限が多い選手は10秒とする。各選手のボールの保持時間は、各チームの監督が決定する。

[第10条] 5秒選手、10秒選手についての規定

- (1) 選手は、第8条および第9条により、①10秒タッチ選手 ②5秒タッチ選手 ③5秒キャッチ選手 のうちいずれかの課題が設定される。
- (2) 5秒キャッチ選手は、白色のハチマキを審判がはっきりと識別できるよう身につけなければならない。
- (3) 5秒タッチ選手は、黄色のハチマキを審判がはっきりと識別できるよう身につけなければならない。

[第11条] 選手が使用する補助装具等

- (1) 独歩の選手
 - ①歩行のために必要な装具・杖(クラッチ等)など、審判が認めた補助装具を使用することができる。
 - ②杖(クラッチ等)は身体の一部と考える。ただし、第35条の規定についてはそれを優先する。
 - ③ヘルメットまたはヘッドギアを着用し、膝・肘にはサポーター等の保護具を着用することが望ましい。
- (2) 車いすによる選手
 - ①フットレストおよび車いすの前方に、クッションをつけるなど危険防止の手だてを講じなければならない。
 - ②車いすの4つの車輪およびフットレストは、身体の一部と考える。

【第3章】 審判・オフィシャルズの任務

[第12条] 審判・オフィシャルズの任務

- (1) 審判は主審1名、副審1名の2名とする。
- (2) テーブル・オフィシャルズは、両チームのスコアラー1名ずつ2名、タイマー1名、60秒タイマー1名、得点板係1名が入り、審判を補佐する。
- (3) 審判は、白色のポロシャツと赤のパンツを着用する。
- (4) 主審・副審は、両チームに対して中立に、かつ、独自に判断をくだす権限をもち、その権限に違いはない。

【第4章】 ゲームの進め方

【第13条】 競技時間

競技時間は、ハーフタイム5分をはさんだ前後半各5分とする。試合時間終了後、両チーム同点の場合は、5分の休憩をはさみ延長戦を3分間行う。会場規模、その他、大会によって試合時間は適切に定めることができる。(都肢体連主催大会は前後半4分で実施)

【第14条】 ゲームの開始

- (1) ゲームは、主審がセンターサークルの中心にボールを弾ませ、床面から戻ってきたボールを弾き合う(バウンズボール)ことによって開始される。
- (2) バウンズボールは、車いす選手が両チームから1名ずつ出で行う。
- (3) ボールがセンターサークルから出るまでは、他の選手はサークル内に入ることはできない。サークル内に腕を伸ばしてボールをとることはできるが、ラインを踏む、もしくは踏み越してはならない。
- (4) 一度弾かれたボールが、センターサークル内に止まった場合、両者はボールが出るまで弾き続けることができるが保持することはできない。両者の手が届かない場所で止まった場合は、再度、バウンズボールを行う。

【第15条】 得点

選手は以下の3つの方法で得点できる。得点後はゴールスロー(第32条)により再開する。

- (1) FおよびGKの得点
ボールがメインゴールのゴールラインを完全に通過した場合、3点が得点される。
- (2) SSの得点
 - ①(SSエリアを出てFとしてプレイしている際)ボールがメインゴールのゴールラインを完全に通過した場合、3点が得点される。
 - ②SSエリアに(車いすの場合は4輪すべて)入った状態で、ボールを保持した場合、サブゴールに2本のシュートを打つ権利を与えられる。シュートを行う選手は、SSエリアでボールを保持した選手以外のSSの選手が行ってもよい。シュートは、ボールがサブゴールラインを完全に通過した場合、1投ごとに各1点、計2点が得点される。シュートの課題は、各チームの監督が決定する。
- (3) PGの得点
フィールド内から放たれたボールがタッチ適用(第8条)の選手、ゴールエリア内にいるGKに触れることなくPGに渡った場合、その時点で1点が得点され、メインゴールに1本のシュートを打つ権利を与えられる。シュートが成功すると1点、計2点がPGに得点される。シュートの課題は、各チームの監督が決定する。
※「フィールド内から放たれたボール」とは、PGの敵味方を問わずフィールド内のボールを保持した選手から離れたボールをさす。

【第16条】 交代

交代は試合時間中、いつでも自由に行うことができる。ただし、GKの交代は主審の承認を得てから行う。また、チームに退場者が出た場合も交代要員を出場させることができる。

【第17条】 チャージド・タイム・アウト

- ・監督・コーチは、試合中いつでも、前後半を通じて1回1分のチャージド・タイム・アウトを要求できる。
- ・監督・コーチは、タイマーもしくは審判にタイムアウトを要求し、計時が止まった時点でタイマーがブザーで審判に伝える。審判は笛で両チームに合図する。

【第18条】 ゲームの終了

前後半および延長戦の終わりは、タイマーがブザーで合図し、同時に審判が笛で終了を告げる。

【 第5章 】 計時の規定

【第19条】 計時が始まる時

(1) 試合開始時

第14条バウンズボールにおいて、選手がボールをはじいた時点で計時が開始される。

(2) 試合中

第20条(1)(2)・・・ボールが他の選手に触れた時点で再開される。

第20条(3)(4)(5)・・・ゴールエリアからボールが出た時点で再開される。

第20条(6)(7)(8)・・・主審の合図で再開される。

【第20条】 計時が止まる時

(1) バイオレーション(第6章)が起きた時

(2) ファウル(第7章)が起きた時

(3) SSがSSエリアに入った時

(4) PGにボールが渡った時

(5) GKがゴールエリアでボールを保持している時

(6) 選手が負傷した時、車いすが転倒したり破損したりした時

(7) チャージド・タイム・アウトの時

(8) 審判が必要と判断した時

【 第6章 】 バイオレーション

A. バイオレーションとなる行為

バイオレーションとは、身体および車いすの触れ合いやプレイの妨げを伴わない規則に対する違反のことである。罰則として相手チームにボールが与えられる。

【第21条】 選手のアウトオブバウンズ・ラインクロス(アウト)

(1) 選手がアウトになるのは、選手および車いすが、境界線の外に出た時である。サイドライン・ゴールラインを踏む、もしくは踏み越えてプレイすることはできない。

(2) (1)においてSSに限り、シュートを打つ権利を獲得するため、SSエリアに入った後、フィールド外に出た場合はその限りではない。

(3) (1)において、ボールタッチ適用の選手が、フィールド内でボールにタッチし、ボールを保持せずにその後フィールド外に出た場合はその限りではない。

【第22条】 ボールのアウトオブバウンズ(アウト)

ボールがアウトになるのは、

(1) アウトの選手に触れた時

(2) 境界線の上、または境界線の外に出た時(最後のプレイにボールタッチが適用される場合はアウトとならない)である。

【第23条】 ゴールエリアに関する規定

(1) ゴールエリアには、守備側のGKのみ入ることができる。ただし、F・SS・攻撃側のGKは、足もしくは車いすが入らなければボールをとることができる。

(2) 足のみでプレイする選手については大会前の代表者会議で確認のもと、足を入れることはできるが車いすを入れることはできない。

(3) シュートをした選手が、シュート後にゴールエリア内に入ることはできない。

(4) GKがゴールエリア外からボールを保持したままゴールエリア内に入ることはできない。

【第24条】 スペシャルシューターエリア(SSエリア)に関する規定

SSエリアには、当該のSS選手以外は入ることができない。

[第25条] PG エリアの手前のゴールラインに関する規定

守備側の選手は、PG エリアの手前のゴールラインを踏む、または踏み越して守備をすることができない。

※攻撃側の選手はPGにパスした後、PG エリアの手前のゴールラインを踏む、または踏み越してはならない。→ラインクロスなのでゴールスローにより再開する。

[第26条] 5秒シュートラインに関する規定

(1) 5秒選手は、5秒シュートラインより手前で（メインゴールに）シュートを打たなければならない。

(2) シュートをした選手は、シュート後も5秒シュートラインを越えることはできない。

[第27条] オーバータイムス（ボール保持時間の規定）

5秒選手、10秒選手がそれぞれのボール保持時間を超えてボールを保持することはできない。

[第28条] 60秒ルール

両チームは、ボールを保持してから60秒以内に攻撃を終えなければならない。

[第29条] 10秒ルール

スローイン（第30条）、フリースロー（第31条）およびコーナースロー（第33条）を行う選手は、10秒以内にボールの保持を終えなければならない。

B. バイオレーション後の処置・ゲームの再開方法

[第30条] スローイン

第21・22・29（スローインおよびコーナースローの場合）条の規定に反した場合、相手ボールのスローインとなり、その地点に近いサイドラインの外からボールをコートに入れて再開する。ただし、メインゴールおよびSS・PGへは直接パス、シュートは行えない。スローインが正しく行われなかった場合は、相手ボールのスローインとなる。

[第31条] フリースロー

第23、24、25、26、27、28、29（フリースローの場合）条の規定に反した場合、当該のプレイが起こった地点から相手ボールのフリースローとなる。ボール保持となった選手は、パスおよびシュートによって再開する。メインゴールおよびSS・PGへ直接パス、シュートを行うことができる。

[第32条] ゴールスロー

第21、22条のうち、攻撃側チームによるゴールラインからのアウト、ゴールエリア内にいる守備側のGKによってアウトとなった場合（および得点後の再開）は、ゴールエリアからのゴールスローで再開する。ゴールエリアから直接シュートすることができる。

[第33条] コーナースロー

第21、22条のうち、守備側チームが保持したボールがゴールラインからのアウトになった場合は、攻撃側チームのPGエリア側のコーナーからコーナースローで再開する。ただし、メインゴールおよびSS・PGへは直接パス、シュートは行えない。コーナースローが正しく行われなかった場合は、相手ボールのスローインとなる。

[第34条] ヘルドボール

(1) 両チームの選手が同時にしっかりとボールに手をかけた時

(2) 車いすと車いすとの間にボールがはさまり、止まった時

(3) 両チームの選手が同時に最後にボールに触り、ボールがアウトになった時

以上の場合、そのプレイが起きた地点で当該の選手によらず、車いすの選手によるバウンズボールによって再開する。

この際、他の選手はバウンズボールの地点から1.8m以上離れなければならない。

【 第7章 】 不当な行為

A. ファウルになる行為

ファウルとは、相手チームの選手との身体や車いすの接触、またはスポーツマンらしくない行為のことである。罰則として相手チームにボールが与えられ、審判の判断によりゲームからの退場を宣せられることがある。

[第35条] 自由なプレイの妨げに関する考え方（パーソナルコンタクト）

「真上の空間の権利」

独歩、クラッチ使用および車いす等（攻撃側）の各選手がコート上である位置を占めた時、その選手が占めている位置とその真上の空間をシリンダーと考える。その範囲は、

①独歩の場合

自然な立位で占めている位置。前はつま先の垂直面・後ろは尻の垂直面・左右は腕と脚の外側の垂直面。

②杖（クラッチ等）使用の場合

クラッチを使用して、自然な立位で占めている位置。前はつま先の垂直面・後ろは尻の垂直面・左右は腕（クラッチの先までは含まない）と脚の外側の垂直面。

③車いす（電動車いすを含む）の場合

コート上で車いすが占める位置（図4）

※この規定は独歩の選手と車いすの選手との間で起こる 問題点を解消するために「真上の空間の権利」という考え方を採用し、自由なプレイが公平に行えるようにするものである。攻撃側の選手は、シリンダー内で自由にプレイできる権利をもち、守備側の選手は、相手選手のシリンダーを侵してはならない。その空間を侵した場合は接触がなくてもファウル（パーソナルコンタクト）となる。

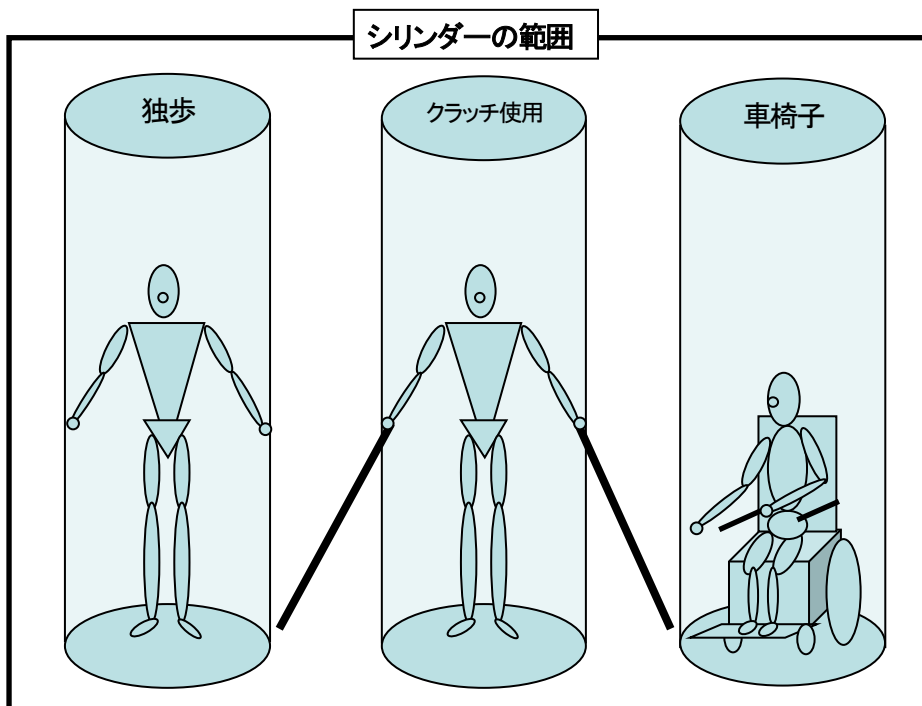


図4 真上の空間の権利

[第36条] パーソナルファウル

選手は次のことをしてはならない。これらは攻撃側・守備側とも同様に適用される。

- ・プッシング・・・相手の身体や車いすを押しすること
- ・イリーガルユースオブハンズ・・・相手の身体や車いすを手でたたくこと
- ・ホールディング・・・相手の身体や車いすをつかむこと
- ・トリッピング・・・相手の身体や車いすを蹴ったり、つまずかせたりすること
- ・ブロッキング・・・相手の進行を身体や車いすで妨げること

車いす選手（自力でパスが困難な選手）によりそいながら進む選手（独歩が多い）が守備側の動きを妨げるような行動を行った場合、手で押さえるなどして明らかに妨害していると判断する場合はブロッキングとなる。

- ・チャージング・・・相手の身体や車いすに身体で突き当たったり、車いすで突っ込んだりすること
- ・パーソナルコンタクト・・・第35条に該当する行為

[第37条] テクニカルファウル

- (1) 審判が選手、監督、コーチの危険な行為の繰り返しや審判の指示に従わない場合、故意や悪質な妨害行為と判断した場合
- (2) 審判が選手、監督、コーチが明らかな遅延行為など、スポーツマンシップに反していると判断した場合

[第38条] 退場

第35・36・37条の規定に著しく反していた場合、審判はゲームからの退場を宣することができる。

B. ファウル後の処置・ゲームの再開方法

[第39条] ファウル後のゲームの再開方法

第35・36・37条の規定に反した場合、当該のプレイが起こった地点より、相手ボールのフリースロー（第31条）で再開する。

【第8章】 その他

[第40条] 競技規則に記載されていない事項について

ゲーム中に競技規則に記載されていない事項が起こり、試合の進行に支障をきたす場合、主審、副審にて協議し、一時的に対応を検討して両チームの監督に確認しゲームを進行、成立させることができる。

[第41条] 改訂

以上の規約は必要がある場合、見直し、改訂することができる。

2007年度版

ハンドサッカーオフィシャルズ・マニュアル

東京都肢体不自由養護学校体育連盟
審判委員会

2007.12

【心得】

ハンドサッカーの審判には、各プレイヤーの障害の状態や動きの特徴などを把握する努力をし、コート上で十分に能力を発揮できるような環境作りが求められる。

ハンドサッカーの審判は、主審と副審がゲーム中にプレイとともに移動しながら、競技規則で定められていることを的確に適用して、複雑なプレイ一つ一つに正確かつ公平な判断をくだし、また、適切な処置をしてゲームをスムーズに運営していかなければならない。

ゲームをきちんと管理し、プレイヤーやコーチ、観客からも信頼される審判になるために、基本的な競技規則を熟知すると同時に、それらを活用して、実践の場面で積み重ねることが重要である。

このマニュアルはそれぞれの審判が誰とパートナーになってもとまどうことなく、協力し合って、よりよいハンドサッカーのゲームの審判ができるようになるために作られたものである。

各自の経験や個性も活かしつつ、審判としてのレベルを上げ、また、高いレベルの均質性・一貫性を身につけることを期待したい。

プレイヤーが徐々に高い技術や戦術を身につけるに従い、ゲームはよりダイナミックのものになりつつある。ハンドサッカーの発展は根底に流れる精神（競技規則序章）と各プレイヤーの人間的、体力・技術的発展とチームの発展とともに、質の高い審判技術の向上が合わさって、はじめて得られるものである。審判を行う者一人ひとりにはこれらのことを自覚して取り組みたい。

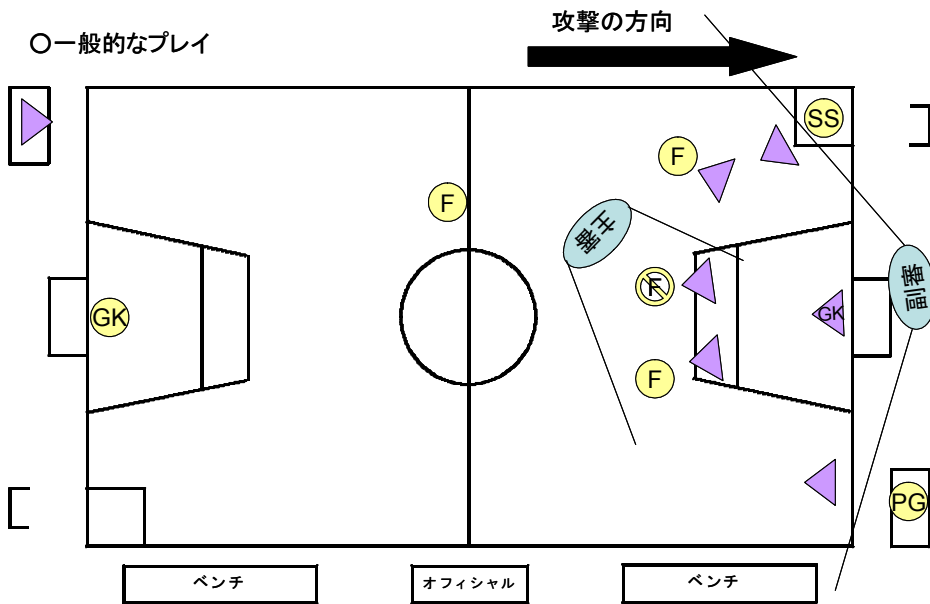
【審判の基本姿勢】

- ① あいまいな判断はゲームの混乱を招き、信頼を失う。明確に判断できるように誰よりもはっきりとプレーを確認できる位置に立つ。
- ② 主審、副審のコミュニケーション
試合中、2人に審判はアイコンタクトによってお互いしっかりとコミュニケーションをとる。
- ③ 主審、副審はジャッジの時にできるだけ大きな声とジェスチャーを使って、選手、コーチ、ベンチ、観客に対して判断を示す。特に観客はルールの理解度が低く、自分のチームのこと中心に考えるので、どんな判断をしたのか分かりやすいようにする。

【審判の位置取り】

1. 一般的なプレイ

○一般的なプレイ

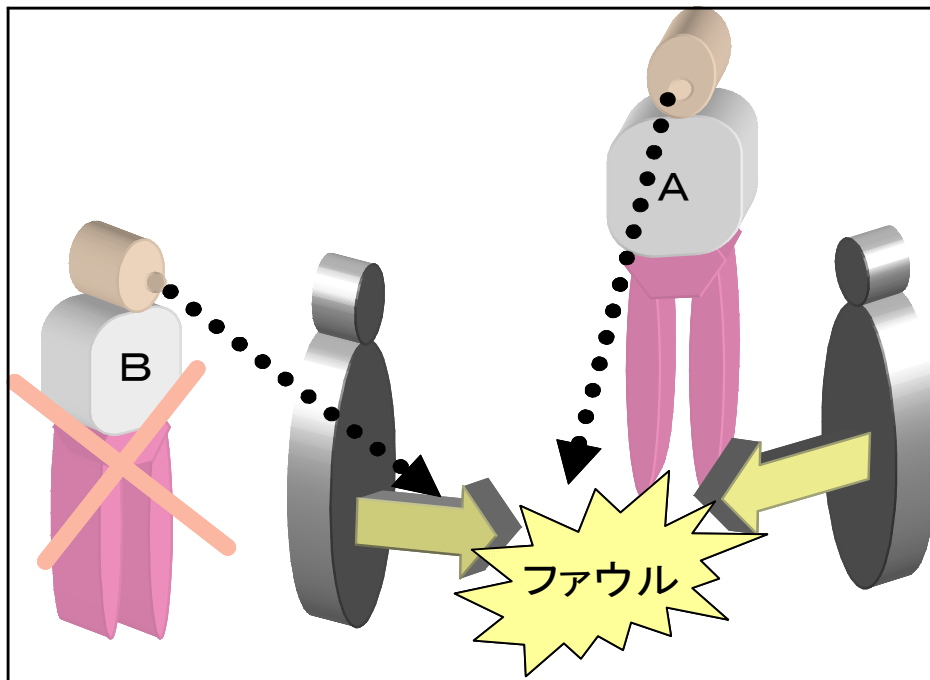


● オフェンス側 ○ オフェンス側(ボールあり) ▲ デフェンス側

この際、できるだけ笛を吹かずにプレイの流れを切らずに継続させるが、必要がある場合は笛で合図をする。
副審は周辺のプレイヤーがその場を動かないようにプレイを確認する。主審よりも副審の近くにボールが転がってきた場合は副審が素早く対応する。
常時、素早い動きが続くプレイをできるだけ見やすい位置で判断することで誤審を防ぐように努力する。

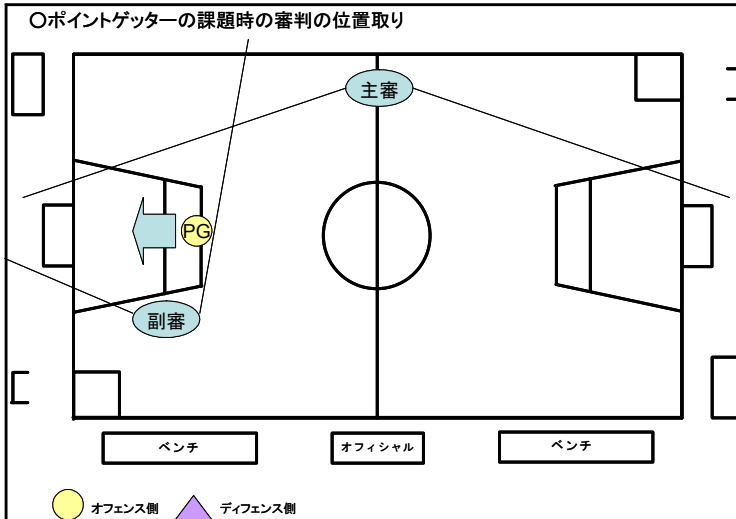
(解説)
一般的なプレイ（主にフィールドプレイヤーなどのプレイ）では、主審がボールを持ったプレイヤーの近くに位置し、ボールを保持しているプレイヤーに聞こえるようにボール保持時間のカウントを行いながらプレイの確認をする。
ボールが急に逆のサイドに動いたときや直線的にゴール方向に動いたときは状況に応じて、副審が引き継ぐ。
副審は視野を広くとり、できるだけプレイヤー全員を見るところに位置する。主審同様、カウントを行いながらボールと関係ないところで起きるプレイを確認していく。
ボールタッチプレイが起こった場合は、主に主審が素早くボールを拾い、プレイを再開させる。

○ファウルを見極める審判の位置取り



(解説)
主審はできるだけ次に起こるプレイを予測し、複数のプレイヤーに接触が起きそうな場合はそのプレイヤーの間をしっかりと見られる位置（A）に絶えず動く努力をする。
（B）の位置ではプレイヤーの陰になるところが発生し、実際には接触していないのに接触があったように見えることや接触の瞬間が見えないことがある。

2. ポイントゲッターのプレイ



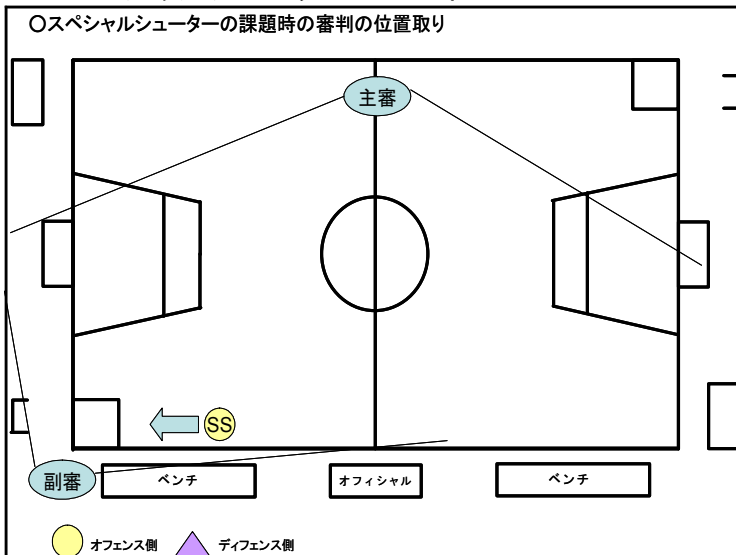
(解説)

副審がベンチを背にして位置しながら、課題の確認、課題の実施、ゴールの確認を行う。副審はゴールの成否をオフィシャルテーブルとコート上のプレイヤーおよびベンチ、観客に向かって示す。

課題の後は主審がGKにボールを渡し、再開を促す。

主審はオフィシャルテーブルに向かって位置し、コート全体を見渡して試合の再開を待つ。

3. スペシャルシューターのプレイ



(解説) ポイントゲッターのプレイと同様に対応する。

【審判の合図】

○得点に関する合図

(1) メインゴールへの得点と失敗

成功の場合は笛を3回鳴らしてコート全体に合図し、同時に指を3本立てた腕を高く上げる。(図1)

失敗の場合は両手を横に広げたり閉じたりして合図する。(図3)

(2) ポイントゲッターの得点と失敗

PGにパスが通った時点で笛を1回鳴らしてコート全体に合図し、同時に指を1本立てた腕を高く上げる。(図2) その後の課題が成功したときも同様に図2を行う。

失敗の場合は両手を横に広げたり閉じたりして合図する。(図3)

(3) スペシャルシューターの得点と失敗

1投成功するごとに笛を1回鳴らしてコート全体に合図し、同時に指を1本立てた腕を高く上げる。(図2)

2) 失敗の場合は両手を横に広げたり閉じたりして合図する。(図3)



図 1. メインゴールへのゴール成功



図 2. ポイントゲッター、スペシャルシューターのゴール成功



図 3. ゴールの失敗

○計時が止まるときの合図

ファウル等が起きて計時を止めるときは、1回強く笛を鳴らしてコート全体に合図し、同時に腕を高く上げ、オフィシャルテーブルのタイマーとアイコンタクトをとる。(図4)

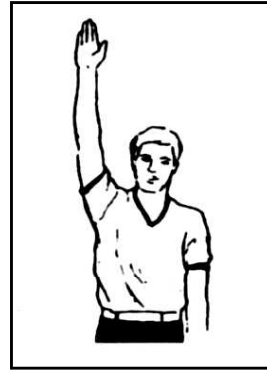


図 4. 計時が止まるとき

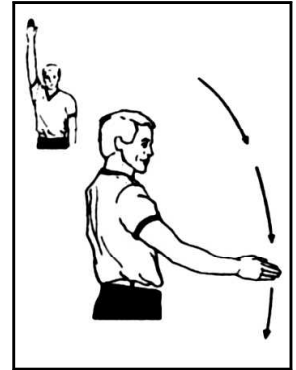


図 5. 計時を再開するとき

○計時が再開するときの合図

上げている腕を真下に振り下ろす。(図5)

○ヘルドボールのときの合図

ヘルドボールが起きた時は、1回強く笛を鳴らしてコート全体に合図し、同時に親指を立てた両腕を高く上げる。(図6)

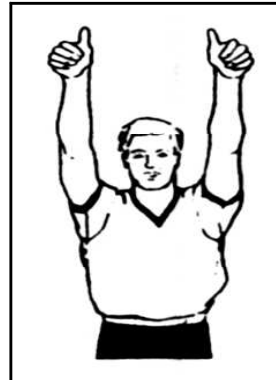


図 6. ヘルドボールのとき

○チャージド・タイム・アウト

笛を長めに1回鳴らしてコート全体に合図し、同時に頭上で一方の手のひらにもう一方の人差し指を当ててT字をつくる。(図7)

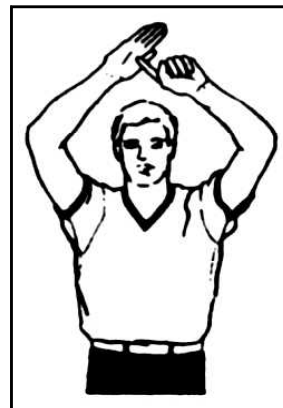


図 7. チャージドタイムアウト

○両審判およびオフィシャルが次のプレーの準備や判断の内容を確認し合うときの合図

両審判やオフィシャルとがアイコンタクトを取りながらプレーの確認ができれば、親指を立ててサインを送る。(図8)

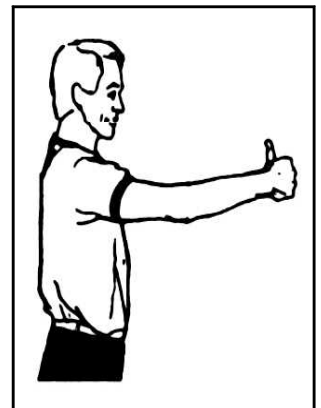


図 8. 判断の内容を確認し合うときの合図

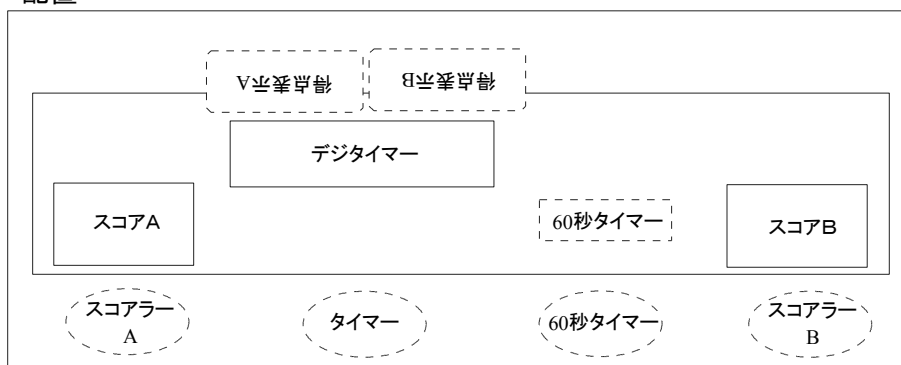
【ゲームに関する配慮事項】

- 大会の進行に関わる事項
 - 大会時間短縮に関して
 - ・試合前の各チーム、審判、オフィシャルの集合を迅速にする。
 - ・会場が駒沢体育館の場合
 - 次の試合のチームは、前の試合終了前（後半中）に搬入口（サービスマード側）から見て右側（南側）に待機。
 - 試合終了後は、北側から退場し、入退場をよりスムーズにする。
 - 反省会は控え室で行う。
 - 以上の点を実施し、大会時間の短縮を行う。
- ポジション設定の考え方（SS、PG）
 - Fになりにくい選手の活躍の場を保障するという考えで適切に設定する必要がある。
- SSのプレイについて
 - SSの選手は枠の中で待っているだけでなく、ボールを保持した後、移動して課題の権利を得る方が望ましい。
- PG課題実施後のゲーム再開について
 - PGの課題実施のあと副審はプレイヤーをPGエリアに戻す。その間、主審はGKにボールを渡し、PGがエリアに戻ったことを確認してからゲームを再開する。
- プレイの説明について
 - 複雑なプレイのあった場合、審判の判断が伝わりにくい。そのような時は判断の理由を丁寧に説明する努力をする。
- ボールタッチ後の「ストップ」について
 - ボールタッチのプレイの際、「ストップ」の声をかけても動いてしまう選手（声が聞こえていない選手）に対しては笛を鳴らして静止を促す。元のポジションよりも大きく動いてしまった選手に対しては、ゲームを止め、審判が元のポジションに戻す。
- 見学者応援者の位置について
 - 審判は選手以外はコート（SSゴール、PGエリアを含む）に入らないように徹底し、場合によっては注意する。

【オフィシャルに関する決めごと】

- テーブルオフィシャルの設置位置
 - AコートとCコートはコート間に設置しない。
- チームベンチとデジタルタイマーの位置
 - ベンチから残り時間と得点が確認できるようにするため、オフィシャル席の逆サイドに得点板を置く。
- オフィシャルテーブルに予備のボールを1つ用意する。（審判は予備のボールを持たない）
- オフィシャルスタッフ

・配置



・役割

- ①スコアラール（両チームから1名ずつ）
 - 自分のスコアシートを持参し、ゲームの進行に合わせて記入していく。（記入方法は別紙）
 - ②タイマー（1名）
 - デジタルタイマーを利用する。
 - （デジタルタイマーの使用方法は別紙）
- ※タイマーは試合終了後、直ちにタイマーを10分にセットし、スタートさせる。
- ③60秒タイマー（1名）
 - ストップウォッチでボールの保持に合わせて、60秒を計測する。
 - 残り10秒の段階で旗を振り、60秒を経過したのちに審判に合図する。
 - ④得点板係り（1名）
 - オフィシャルテーブルの逆サイドに得点板を設置する。
 - 時間の表示は以下のとおりに行う。

残り時間	表示
5分	→ 4
4分	→ 3
3分	→ 2
2分	→ 1
1分	→ 1/2
30秒	→ 1/4
15秒	→ 0

あとがき

平成27年度は、北陸地域、東北地域、関西地域における研修会を実施し多くの反響を呼んだ。

日本肢体不自由児協会では、今後も日本ハンドサッカー協会をはじめとする関係団体と連携し、北海道～九州・沖縄にかけて全国普及ができるよう事業を計画していきたい。

「手を使える子は手で（ハンド）、足を使える子は足で（サッカー）と自分の能力を最大に活かしてプレーし、活躍しよう」という思いが込められた**“ハンドサッカー”**を通して、「スポーツを楽しむ、少しでも上達しようと努力する、仲間と協力する、勝負に勝つ喜び・負ける悔しさを知る」ことを感じ、本事業が、障害のある方々が社会参加していく一助になることを願っている。

平成28年3月

平成27年度独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業
「重度障害児社会参加促進スポーツ支援者研修事業」報告書

社会福祉法人 日本肢体不自由児協会

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-1-7
TEL 03-5995-4511 FAX 03-5995-4515